

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 厚生労働省の福田でございます。

定刻になりましたので、ただいまから第18回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催させていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ皆様御参加いただき、ありがとうございます。

本日の議事についてでございますけれども、こちらの会場とウェブ会議システムを併用して開催しており、会場の様子はYouTubeでライブ配信を行いまして一般に公開をしております。また、これ以降の録音・録画は禁止とさせていただきますので、御留意をいただければと思います。

それでは、これ以降の進行につきまして菊池委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○菊池委員長 こんにちは。皆様におかれましては、師走の大変お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

まず本日の出欠ですが、櫻田委員、瀬戸委員、野澤委員のお三方が御欠席です。

また、永田委員、日原社会・援護局長が所用のため途中退席される旨、伺っております。

続きまして、本日は太田委員の代理として豊田市福祉部副部長の近藤様、河野委員の代理として宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室室長の廣池様、込山委員の代理として静岡県小山町住民福祉部長寿介護課課長の杉山様に御出席をいただいております。

皆様、代理出席をお認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(案)」について、御議論いただきたいと考えております。3時間、時間を取ってございます。途中で休憩を挟む予定ですが、長時間にわたりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、あらかじめ事務局から御連絡させていただいておりますとおり、前半、後半の2部構成とさせていただきます。

まず中間検証報告書(案)の前半部分、23ページまでですが、事務局から御説明いただき、その後、この前半部分について委員の皆様から御意見を伺わせていただきます。

休憩を挟んだ後、後半部分、3から「おわりに」までですが、事務局から御説明いただき、その後、皆様から御意見を伺わせていただきます。

ここでもう一旦休憩を挟ませていただき、御質問いただいた点について関係省庁等から御回答いただくことといたします。

また、時間が残ると予想しておりますので、御自由に御発言いただく時間を取りたい。残った時間に応じてでございますが、そのように思っております。

それでは、事務局からまず前半部分について御説明を10分程度でお願いします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 事務局です。

中間検証報告書の前半部分、最初から23ページの9行目について御説明したいと思います。

報告書（案）は、第二期基本計画に基づく取組状況と、専門家会議での御意見を踏まえて作成したものとなっております。委員の皆様からの御指摘等を踏まえ、つくり上げていきたいと考えております。

また、参考資料8としてお付けしている第一期基本計画の中間検証報告書を参考に第二期基本計画の施策に対応させて【施策の進捗状況】【KPIの達成状況】【中間年度における評価】【今後の対応】で構成しております。

なお、専門職団体に関する記載は、委員を推薦いただいている日本弁護士会、リーガルサポート、日本社会福祉士会から情報提供いただいた内容を基に事務局が案として作成しております。各団体の確認を正式に得たものではなく、今後各団体と調整をさせていただくことを予定しております。

また、本会議の前にお示しした暫定版に対する御意見を踏まえまして、地方公共団体に係る記載等についても記載をしておりますが、こちらも事務局において作成した案となっております。

それでは、まず3ページ、「はじめに」です。こちらについては、中間検証の目的やこれまでの経緯等を記載させていただいております。

4ページの「1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」ですけれども、「（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討について」、現在法制審議会では調査審議中でありまして、【中間年度における評価】は着実に検討が進められている。【今後の対応】は、調査審議の結果を基に法務省において所要の対応を行う必要とさせていただいております。

「（2）総合的な権利擁護支援策の充実について」のうち、「①成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」関係については、5ページになりますけれども、【中間年度における評価】は各種事業間の連携の推進や実施体制の強化に向けた取組が行われているが、社会福祉推進事業で検討された手引、様式について、運用への反映に時間を要している等の課題が見られる。【今後の対応】は、厚生労働省において利用状況等を適切に把握・分析すること、実施体制の抜本的な強化やさらなる運用改善を図ることのほか、成年後見制度からの移行への対応やキャッシュレス対応についても検討を進める必要があるとしております。

6ページ、「②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」についてですが、こちらについての【中間年度における評価】は、7ページになりますけれども、モデル事業の実施、またはその結果を踏まえ、「地域共生社会の在り方検討会議」で検討を開始、それから合理的配慮の理解浸透や身元保証不要に関する周知等を継続的に

実施。【今後の対応】は、これまでの検討結果や委員意見等も踏まえつつ、「地域共生社会の在り方検討会議」において検討を進めていく必要。それから、意思決定支援については市民の役割を考慮した市民の参画や相互牽制機能が十分に図られるよう留意するほか、本人の日常的な財産管理支援のため、関係省庁において金融機関における顧客利便向上のための取組がより一層の定着化を図られるよう連携して取り組む必要としております。

8 ページ、「③都道府県単位での新たな取組の検討」について、こちらの【中間年度における評価】は9 ページですけれども、この2 年間で実践事例は1 件しかなく、十分な検討が進められてきたと評価できない。【今後の対応】は、厚生労働省が引き続き検討を進めていく必要としております。

次に「2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」についてです。

「（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について」、関係省庁等において各種取組が実施されていますけれども、11 ページ、【KPIの達成状況】は都道府県による意思決定支援研修の実施状況は7 割超、【中間年度における評価】としては意思決定支援の考え方を整理した資料の作成・公表、関係省庁等による意思決定支援の浸透に向けた取組は評価できるものの、都道府県による意思決定支援研修に関するKPIは達成できない見込みでして、【今後の対応】は、12 ページになりますが、引き続き浸透に向けた各種取組や家庭裁判所による監督を通じて意思決定支援のさらなる浸透を図るとしてしております。

続いて、「（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等について」に関しまして、「①家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」についての【中間年度における評価】は、13 ページになりますが、司法機関としての立場から可能な範囲で様々な工夫が行われていますが、自律的な検討をなお期待。【今後の対応】は、相互理解を基盤とする地域連携の取組の継続や、適切な選任等のための環境整備が不可欠であり、家裁として専門職の質の向上、担い手の育成等に積極的に協力すること等を期待としております。

14 ページ、「②後見人等に関する苦情等への適切な対応」について、こちらの【中間年度における評価】については15 ページですが、ワーキング・グループで試行した連携フローについて、現時点で全国一律の画一的な運用は困難、当面は関係機関間の相互理解を深める取組を進めることが肝要。補助事業に関係機関間連携に資するメニューを追加した点は評価としており、【今後の対応】は、中核機関や専門職等には引き続き権利擁護支援チームの形成支援、自立支援に向けた取組への期待。また、地域の実情に応じて関係機関間の相互理解を深めるための取組への期待としております。

続きまして、「③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」についてですが、その【中間年度における評価】は16 ページです。法制審議会等を通じて報酬の在り方の検討が進められていること、適切な報酬の算定に向けた検討について最高裁、家裁における運用面からの改善が進められていること等を評価しつつ、法律専門職である後見人による民事法律扶助利用の在り方の検討や、成年後見制度利用支援事業の推進についてはな

お検討が必要としており、17ページの【今後の対応】は、法務省において法制審の結果を基に所要の対応を行う必要のほか、民事法律扶助利用の在り方の検討について検討を深めていくこと、また地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要、市町村における利用支援事業の必要な見直しの早期検討に期待等を挙げております。

続きまして、17ページの「④適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組」について、その【中間年度における評価】は18ページになりますが、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合はおおむね9割前後で推移し、全国的に定着をしている。【今後の対応】は、家庭裁判所による取組の継続等への期待としております。

18ページですが、「（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について」のうち、「①後見制度支援信託及び支援預貯金の普及等」について、この【中間年度における評価】は19ページになりますが、導入割合は7割を超えており、金融機関における取組に一定の効果があつた。【今後の対応】は、関係省庁等において引き続き導入促進を期待としております。

続いて「②家庭裁判所の適切な監督に向けた取組」の【中間年度における評価】は、近年は下げ止まりが見られるものの、利用促進法施行時と比べると裁判所の取組が効果を上げている。【今後の対応】は、最高裁には取組の継続への期待等としております。

20ページに「③専門職団体における取組」についても記載させていただいておまして、【中間年度における評価】は21ページになりますが、被害額を利用促進法施行時と比較すると十分な効果があつたとの評価は困難。【今後の対応】は、取組の促進と家裁との連携強化に期待としております。

続いて21ページ、「④成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討」に関する取組の【中間年度における評価】についてですけれども、こちらは各専門職団体において事後救済策の導入、運用等の環境づくりが進められていますが、第二期計画以降の新たな取組は確認されていない。22ページになりますが、【今後の対応】は、引き続き取組の促進等とともに適切な保険導入に向けた検討を進めることを期待等としております。

また、「（４）各種手続における後見事務の円滑化等について」の取組の【中間年度における評価】について、23ページですが、制度の理解促進に向けた取組や業界団体等への要請を行っており、【今後の対応】については引き続き関係省庁等において様々な機会を捉えて理解促進に努めていく必要があるとまとめさせていただいております。

駆け足になりましたが、以上です。

○菊池委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました報告書（案）の前半部分につきまして、皆様から御意見、御質問をお伺いしたいと思います。最初に会場、そして次にオンラインの順番で、それぞれ五十音順で指名させていただきますので、恐縮ですが、お一人3分以内で

お願いいたします。3分を経過した時点でベルを鳴らしますので、発言をおまとめいただくようお願いいたします。

なお、御質問については後ほど本日出席いただいている関係省庁等から一括して回答をいただきます。そのため、御質問される場合は、質問であること、そしてどちらの省庁への御質問であるか、明確に御発言をお願いできれば幸いです。

それでは、早速青木委員からお願いいたします。

○青木委員 青木でございます。

今回、中間検証報告書（案）というものをお示しいただきましたけれども、この基本計画が残り2年半となりまして、現在成年後見制度の見直しが進められている中で、基本計画の基本的考え方を示した総合的な権利擁護に関する支援策を推進する中における成年後見と、それをしっかりと受け止める地域の権利擁護の支援のネットワークや中核機関の活動というものがいかに重要であるかということが、法制審議会の部会の議論の中でもますます感じられているところでありますし、その議論を待たずに基本計画が示している地域における権利擁護の推進体制の整備をするということは、本当に待ったなしの状況にあるというふうに実感しています。

そういう意味で言いますと、この中間検証報告書は今後の2年半、都道府県、市町村、そして専門職団体等が国の各関係機関とともにどのような体制整備を担っていき、運用改善を行い、来るべき成年後見の見直しの中で適格な御本人を中心とした意思決定支援に基づく権利擁護支援ができていくかということの体制整備の羅針盤にならなければいけないと思っています。

そう考えて今回の案を読ませていただいていますけれども、残念ながらそういったことが具体的にそれぞれに課題を示すというようなものにはなっていないと考えています。そのことを詳しくお話をすることが時間的にできないために、今日は参考資料の9の1ページから20ページということで、一つ一つにつきまして私が考えた案を書かせていただいているというところになっています。

こうした作業は、本来もう少し最初の段階で、こちらの前半から事務局においても検討いただいて分析がされ、それを踏まえて今日を迎えたかったところではありますが、残念ながらそこまでには至っていないわけですから、今日の審議も踏まえ、さらに各委員の皆さんからもそれぞれの課題についての御意見をいただいた上で、とりわけ評価、それから分析、そして今後具体的に何をするかというところに関して十分な記載がなされていないと考えますので、それについての意見を今日だけではなくて今後も募っていただき、検討いただきたいと思います。

また、これまで我々が委員会で意見とか、あるいは時間がないために意見書の形で大分詳しいものをそれぞれがお出しいただいていると思いますが、それをお読みいただいていると思うのですが、それを具体的にこの意見書の中にどう反映していただくかということがあまり感じられないという点も大変残念なところがあります。非常に重要な意見として様々な

人が言われたことが全然ここに記載されていないという点が多々あると思っております、そこも非常に懸念をするところであります。

それで、今日もこうやってベルが鳴りましたので、私の20ページになる意見というのはほぼ述べられないわけですが、これは全て今、述べたということにさせていただいて、全て議事録同様の扱いをしていただきたいというふうに、やや皮肉めいたことを申し上げますけれども、それほどこれまでの我々の意見というものがまだ反映されていないので、これからぜひ反映していただきたいと思っていますところです。

今日の先ほどの御説明との関係では、2ページ以降でとりわけ重要だと思う点だけを述べますが、確かに法制審議会では着実に議論されていますが、そもそも基本計画が見直しを提案して、その見直しの提案になったのは十分に御本人の意思が尊重されていないことや、包括的代理権によって弊害が出ていることや、あるいは柔軟な交代ができなくて現場が困っているというような実態を第二期基本計画で集約して、それを見直しに反映してほしいということだったわけですが、必ずしもその実態や実情ということを十分に反映して議論されているかというのは、やはり専門家会議の中でしっかりと見て、場合によっては部会のほうにも情報提供するという役割があると思っていますので、そこをぜひ書きいただきたいと思っていますところです。

また、日常生活自立支援事業につきましては、これまで様々な調査研究がされていて、課題とか現場の悩みとか問題点というのが色々出ていますが、そのことが十分にこの中では記載をされていません。当然それが今後の課題として調査研究事業をしましたというだけではなくて、では具体的にどう日常生活自立支援事業を変えていくのかというところの具体的なポイントが依然として示されていない状況にありまして、これに関する材料は十分に整っている部分と、まだまだ整っていない両面がありますが、そこをしっかりと分析をして今後の見通しを提案していただきたいと思っています。

新たな連携に関する権利擁護の新しい仕組みにつきましては、非常に重要な課題としてまさに成年後見制度の見直しとともに重要な二本柱なわけですが、これについてどのように在り方検討会で検討いただくか、専門家会議での意見というのはたくさん出ているわけです。この委員会でも出ましたし、ワーキング・グループでも出ました。その視点とか観点ということが全く書かれていませんので、それをしっかり書いていただいた上で、これを在り方検討会でもしっかりと検討していただくために、専門家会議としても今後とも取り組むということが大事だと思っています。

また、法人後見の取組についても、できるだけ過疎地の担い手を増やすための取組というのをモデル事業でやっていただいておりますが、それについての言及がないというところも検討が必要ではないかと思っています。

法人後見の中でも、とりわけ公的後見の課題というのは今、担い手が各地で疲弊している中で非常に重要な課題ですが、それについての言及が少ないというのも大変残念なところで、これも意見を詳しく述べていますが、反映されていないと感じています。

2 番以降の運用改善のところにもたくさんの課題がありまして、とりわけ意思決定支援については後見人だけが意思決定支援することではないという中で、地域の福祉、医療、障害福祉や介護の関係者の皆さんにいかに意思決定支援のことをしっかりと浸透させていくか。これは認知症基本法の大きな課題でもあり、障害者の権利条約の関係でも新たな意思決定支援の仕組みづくりということでも重要な課題ですけれども、そこについての具体策が十分書かれていない。研修も十分でないだけでなく、どうやったら意思決定支援を浸透させる仕組みづくりができるかという観点が必要ではないかと思っています。

適切な選任・交代について一番重要なのは、やはり受任調整の仕組みというのを全国にどのように広めていくかという課題だと思いますが、裁判所がこれを尊重するのはそのとおりとして、各地の受任調整の仕組みづくりについては具体的にこの課題、この課題が重要だと思うということを5つほど意見も申し上げてありますけれども、その方向性等がまだ検討の中ではあったとしても示される必要があります。そういったことがなければ市町村としてもどのようにこの受任調整を受け止めていったらいいのかが分からないということになってしまうと思っています。

また、柔軟な交代というのも非常に重要なニーズとしてこの専門家会議では繰り返し意見が出ていますが、この柔軟な交代についてどうするかという方策の項目が全く抜けているということでありまして、ここについてさらに必要な分析と、それから今後の提案というものが必要だろうと思っています。

担い手については後で述べることにしまして、9 ページ以降の苦情のところですね。苦情についても全国一律にはできないとしても、具体的にこれまでの試行から出てきた教訓から、こういった点に基づいて各地で実践できることがあるはずである。スキームづくりとか、窓口づくりとか、連携の在り方、そういった視点を示して各地で作業を進めるということを示していただかなければ、市町村がどう取り組むかが分からないということになるとしています。

適切な報酬、とりわけ報酬の助成のところにつきまして、残念ながら抜本的な見直しというところについてはこの2 年半、具体的な検討が進んでいないと思っています。また、新しく示していただいた最高裁の新しい報酬助成の在り方についても今後運用をしっかりと見ていく必要があると思っていますが、その辺りのことが記載されていないし、具体的なことがされていない。これについては本当にたくさんの委員から問題点が指摘されてきたところですので、ぜひ報酬助成のところについては課題をしっかりと提案するというようにしていただきたいと思っています。

それ以外につきましてもいろいろありますが、時間も大分超過をしておりますので、それぞれ11 ページ以降、13 ページまで書いているところを私の意見としたいと思っています。

以上になります。

○菊池委員長　ありがとうございます。

新井委員長代理、お願いいたします。

○新井委員長代理 中間検証報告書、「はじめに」において、障害者権利条約に対する我が国の対応を明確に述べるべきであると考えます。

国連の障害者権利委員会は、2022年8月の日本審査を踏まえ、9月に公表した総括所見において、第二期基本計画は懸念事項に該当するとしています。しかし、この評価は適切なものとは考えられません。第二期基本計画の中間検証報告書をまとめるに当たっては、基本計画が障害者権利条約の理念に抵触するものではないことを明記すべきではないかと考えます。懸念事項には該当しないための各種施策が盛り込まれており、さらには障害者権利条約が掲げる理念を学ぶための研修会が全国各地で開催されているからです。

仮にこのような考え方を中間検証報告書に盛り込む場合には、外交上の配慮もありますので、具体的な文言については内閣府、法務省、厚労省の調整に委ねたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員代理の近藤様、お願いいたします。

○近藤代理 中間検証は、「個別の課題の整理・検討を行う」ものであると認識した上で、全国市長会からは案に対して前半部分で意見を4つ述べさせていただきます。

1点目、総合的な権利擁護支援策に関して、新たな支援策や制度が必要であるとの立場を示した上で、これまでの会議の中で課題を申し上げてきました。具体的には、市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合の体制や財源の確保の懸念、民間サービス、いわゆる高齢者等終身サポート事業の透明性や信頼性の確保、また市場原理にその量の確保が委ねられる懸念、包括的な相談調整窓口におけるコーディネーターについては地域包括支援センターや重層の多機関協働事業者、中核機関の役割との重複や乱立による混乱、総合的なパッケージサービスと入院、入所時に身元保証を求めないこれまでの既存通知との整合性の整理などです。こうした現場の具体的な課題はどのように整理、検討されたのか、案を拝見するだけでは分かりかねますので、具体的な形で適切に反映していただくことを求めます。

2点目、総合的な権利擁護支援策は今後「地域共生社会の在り方検討会議」で具体的な検討が進められるとのこと。【今後の対応】として、「これまでの検討結果や委員から出された意見等も適切に踏まえ」とありますが、この論点に関してはこれまで市長会としても幾つか意見を述べてきました。

そこで、本会議での意見として、在り方検討会議に引き継ぐものはこういった意見であるのかを具体的に記載していただきたいと思います。

3点目、入院、入所時の身元保証を不要とする通知については、第16回会議において、「本市など幾つかの市町村では医療機関や施設等への理解を進めていますが、身元保証を求められる現状が多くある」と、現場の課題を述べました。今回示された案には、関係省庁が引き続き周知を行う旨が記載されていますが、これまでと同じような取組では現場の課題が抜本的に改善されるとは考えにくいです。



そこで、例えば実施指導や監査との連携、国において国民等からの苦情受付窓口の設置、関連するサービス報酬の減算適用など、より具体的な推進内容を今後の対応に記載していただきたいと思います。

4点目、報酬助成については後半の議論でも意見を述べたいと思いますが、第14回会議において、「介護保険とは異なり、市町村間の財政負担ルールが明らかでないことが市町村では課題」と述べています。そこで、評価としては地域差だけでなく、市町村間ルールへの指摘も言及していただくとともに、今後速やかに進められる実態把握においてもこの状況が具体的にどのようなものであるかを明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、大塚委員お願いします。

○大塚委員　ありがとうございます。大塚です。2点ほど意見を述べさせていただきます。

6ページの11行目に「持続可能な権利擁護支援モデル事業」ということで、具体的な連携協力体制を都道府県、市町村の協力の下に行っているということの評価しております。そして、簡易な金銭管理など身寄りのない人たちへというテーマ2についてはある程度取り組む市町村も増えたということで実績が出ていると思います。

ただ、テーマ1については少々遅れている。それから、テーマ3についてはほとんど取組がない。特にテーマ3については虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県指定都市の機能強化、こういうことの実行をしているというモデル事業ですので、ぜひこの事業をこれからどうしていくのかということの現時点での評価と今後の取組についての指針を示していただきたいと思います。

それから、もう一つは8ページの意思決定支援ということであります。14行目でしょうか。ここに市民感覚によるということで、ナチュラルサポートとしての意思決定支援、市民によるということを書いていただいて非常にありがたく思っています。

また、12ページの9行目については「当事者の方を研修講師」ということで、障害当事者などについての参加ということも書かれておりますので、ありがたく思っております。

それに加えて、できればピアか、あるいは意思決定支援としてのピアサポート、そういうところのピアの協力も得ながら意思決定を支援していくことも大切だと思っています。

特に8ページについては市民だけではなくて、ここに当事者、ピアも書いたほうがいいのかと思っています。

もう一点は、意思決定の支援確保には相互牽制機能が必要だ。意思決定支援がもちろん大切な重要なテーマではありますが、えてして非常にリスクということもありますので、相互牽制機能ということの一つとして今までのそれぞれのガイドラインでもチームで行うことによってある意味での相互牽制ということがありますので、具体的な形としてのチームによる支援ということをきちんと書くということはいかがでしょうか。

それからもう一つは、今後意思決定支援をもっと進めていくためには、意思決定支援に

関する相談を受け付けたり、あるいは支援していく具体的な仕組みづくりが必要かと、どこがどのようにやるかということであれば機関としては中核機関がやるのかどうかということはもちろんこれからの課題かもしれませんが、取組をもっとうまく全国で行えるような仕組みづくりが必要ではないかと考えています。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、久保委員お願いします。

○久保委員　ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

9 ページなのですが、大体都道府県単位での新たな取組の検討というところでいろいろ書いていただいておりますが、私どもが思いますのは、特に中核機関がきちんと機能していかないと今、法務省のほうで検討されている民法の改正の部分で必要なときに後見制度を利用し、必要がなくなればまた地域で支えていくという仕組みが、中核機関がしっかりになっていないとそういう利用の仕方ができないということになりますので、そういう意味では全国で見ると本当に小さな市町村になるとなかなか中核機関をしっかりとやっていくのはしんどいところがあると思うんですけれども、そこをやはり都道府県がしっかりと支えていただいて、そういうところに住む障害のある人、高齢者の方もきちんと法改正がなった仕組みを利用できるような形をつくっていただくことが大事かと思いますので、ぜひ都道府県の役割が重要だということもしっかりとここに書き込んでいただきたいと思いますっております。

あとは、後半で言います。ありがとうございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、住田委員お願いします。

○住田委員　ありがとうございます。

私からは、3 点意見を申し上げたいと思います。

まず1 点目に、日常生活自立支援事業の拡大と、権利擁護のモデル事業の推進についてです。

日常生活自立支援事業は同じ都道府県の同じ規模の市町村であっても、日自の利用者数には大きな違いがあって、はっきり言えば社協のやる気が関係している実態があるかと思われれます。社協は市町村に1 つしかありません。社協の意識や取組方針の違いによって、権利擁護支援の在り方に差が出続ける仕組みをこのまま続けてもいいのでしょうか。抜本的な改革では、社協以外の担い手の検討も必要だと考えます受け皿がなければ、成年後見制度が終わることができません。

また、二期計画では新しい参画を得ながら権利擁護支援を推進するという考えの下、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を進めてきたはずですが、今後については「地域共生社会の在り方検討会議」のまとめの後、所要の対応を行うとしています。

私の感覚では、今のままではモデル事業を広めていくのは難しいと思っています。とい

うのも、モデル事業の報告会では行政の参加や意識も低く、実際、私が所属する広域自治体においてもほとんど関心がありませんし、市町村が工夫しながら新規で取り組むにはハードルが高過ぎます。そのため、モデル事業を展開するのであれば、社会福祉事業に位置づけるなど、スキームと予算が必要だと考えます。成年後見制度が終わることのできる制度にするために、今から出口を整えるための方策である日自とモデル事業について、今後の方向性を示して進めていくことは最優先課題であると考えます。

2点目ですけれども、都道府県単位での新たな取組としてテーマ3-1では、都道府県が支援する法人後見の取組において法人後見実施の手引の作成をされたはずですよ。というのも、私もこの事業に2年間関わらせていただく中で、モデル地域である京都府社協さんは手引を活用しながら進めておられましたし、今後の取組においても参考となる成果物であるため、ブラッシュアップや周知の必要性も含めて記載をお願いしたいと思います。

また、個人では対応が難しい個別事案に対応するための都道府県が支援する法人後見の取組は進んでいませんが、現場を持たない都道府県がこのような法人をどう整備していくのか、イメージが湧かないと思います。国が財源を確保し、専門機関との連携の体制づくりを都道府県の協議会で検討できるよう、具体的な内容を示していただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、中村委員をお願いします。

○中村委員　私のほうからは大きく5点です。今回は中間検証報告書ということでいろいろな部分での課題整備というのはされたかと思いますが、やはり各委員の先生方が言っているとおおり、ちょっと具体性に欠けているということを感じました。私からは特に社会福祉協議会の具体的な現状についても一度触れながら発言をさせていただきたいと思います。

最初は4ページ目の「総合的な権利擁護支援策の充実について」ですが、日常生活自立支援事業においては生活保護のケースワーカーからの相談で利用に至るケースも多く、その中には生活保護受給の条件にされていたりとか、金銭管理支援というよりはどちらかというと使い過ぎの防止としての収支管理を専門員に依頼しているというところ、それと見守りや生活支援全般の事業に依頼されるというような本来の事業の目的が適切に理解されていないと感じる事例が散見されているというのが現状だと思っています。

そういう中で、生活保護ワーカーへの周知については研修会での説明にとどまらず、通知等により本事業の目的や援助の範囲、そしてケースワーカーとの役割分担について徹底をいただきたいというのが1点目でございます。

次に、5ページ目のところに「日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある」と記載をいただいたことについては評価をさせていただきたいと思いますが、具体的には利用待機が発生している地域では関連諸制度との役割分担を進めるとともに、専門員の配置を増やすことが急務と考えております。

そしてまた、国庫補助の算定基準では利用契約していないと利用人数に算定されませんので、多くの場合、初回相談から契約までにかかる回数や関わりなどの労力が非常に大きく、そしてまた最終的には相談を繰り返しても結局契約に至らないケースというのもございます。

それとまた、昨今では精神障害者など複雑なケースが増加している中で、専門員の育成や困難事例のバックアップが重要となっており、適切な運営のためには業務監督等の機能も不可欠で、都道府県社協の実施体制の強化も必要と考えています。

次に3つ目ですが、6ページの「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」のところですが、この中で出ております身寄りのない高齢者等の終身サポートに係る取組は、現在先行して死後委任事務、そしてまた身元保証等の取組を進めている社協の状況から日常生活自立支援事業の契約者とは異なっており、これまでの社協活動としては関わりがあまり多くない住民層という点で、意思決定支援を中心とした事業としての性格から、日常生活自立支援事業とは分けて進めるべきと考えております。

次に12ページになりますが、「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」の点でございます。これにつきましては「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」というところですが、受任調整会議の在り方について後見人を誰が受任するかというところを検討することが焦点になってしまうと、本人の支援方針や検討、チーム形成につながらないのではないかと考えます。

それと、受任調整会議の意義が強調されておりますが、受任者だけではなく、支援方針の検討を行う場であったり、支援チームへの助言、サポートについても強化する必要があるのではないのでしょうか。

最後に、14ページの「後見人等に関する苦情等への適切な対応」で、地域全体で関係機関が連携して対応することが有効との記載どおりに推進するには、中核機関の法制化での対応を位置づける場合でも、監督機関としての家庭裁判所の重要性は変わらないと思います。

そしてまた、特に親族後見人に係る不正の疑い事案に関して、監督機関以外から対応が取りづらい状況もあるというふうに実感しておりますので、家庭裁判所を柱に関係機関の連携を考えるものとして、フローの具体策を検討していく必要があるのではないかと思います。

私の発言は以上になります。

○菊池委員長　ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員　前半に関しては、6点意見を述べさせていただきます。

日常生活自立支援事業との連携の推進についてですけれども、施策の進捗状況として社会福祉推進事業の成果の周知を図っているとか、連携強化事業を実施しているといった記載がありますが、これらの事業の成果として得られた課題等が具体的に明らかになってい

るはずですので、そういったことへの言及が必要ではないでしょうか。行った事業の成果が明確にされていないため、結果として【今後の対応】の記載が「抜本的な強化を図る必要がある」というふうには書いてあるのですけれども、それが具体的に何にどう取り組むのかが明確になっていないように思います。少なくともどんな方向で強化を目指すのかという記載は必要ではないでしょうか。

日自の記載が抽象的というところは非常に残念なのですが、さらに言うと、ではモデル事業はどうかというところ、モデル事業はもっと何もとといいますか、記載が少ないということで、ここは非常に残念なところだと思います。

2点目、「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」です。頼れる身寄りがない人の支援の方策については、資力の有無に関わりなく支援を受けられる仕組みの構築を目指すべきだという意見が、専門家会議では私だけではなくて複数の委員から出ていたはずなのですけれども、そういった点が全く取り上げられていない、反映されていないということが非常に残念です。

【施策の進捗状況】は、資力がいないため民間事業者による支援を受けられない人のみを対象とする仕組みを国がつくろうとしているかのように誤読されるような記述になっているように思われますので、これは修正を要するのではないのでしょうか。

また、【今後の対応】として身元保証が不要であることについて各種通知やガイドライン等の周知を継続するという記載がありますが、これまでの経緯を踏まえれば、ガイドラインの周知といったレベルの施策の実施だけでは到底対応できない大きな課題であると思います。異次元の対策、対応というくらい検討しなければ課題の解消は見込まれないように思われますので、ここも具体的な施策の進め方の記述をお願いしたいと思います。

3点目、報酬助成の推進です。【今後の対応】として、地域支援事業や地域生活支援事業について必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要があると記載されているのですけれども、これは二期計画の記載をほぼそのまま引き写しているだけで具体的な記述になっていないように思います。これまで2年半、ほとんど検討していなかったために具体的なことが書けないのかもしれませんが、せめてどのような方法で検討を行うのかということの記載はする必要があると考えます。4点目、「適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組」についてですけれども、本人情報シートのさらなる活用の推進に関して、現状では作成された本人情報シートの質にばらつきが見られるという課題が出てきていると思いますし、後見等の開始後の活用の促進といった課題もあると思われます。制度が終われる仕組みになるといったことを考えなくても、現状でも後見開始後の本人情報シートの活用は必要なことだと思いますので、具体的な検討をお願いしたいと思います。

5点目、「成年後見制度を安心して利用できるようするための更なる検討」です。ここは【今後の対応】として、関係省庁等においてはそれぞれの所掌事務において必要な対応を行うことが期待されるという記載がありますが、具体的に何を行うことが期待されるの

かが明確ではありませんので、具体的な記述をお願いしたいと思います。

6 点目、最後ですが、「各種手続における後見事務の円滑化等について」の部分です。金融機関の窓口や携帯電話のショップにおける対応に大きな課題があるということはこれまでも何度も指摘させていただいていますが、そのほかにも私が最近経験したところと言いますと、ひかり電話といいですか、ひかり回線といいですか、そういった解約の手続も何の嫌がらせかと思うくらいにひどい対応を繰り返されました。成年後見制度だけでなく、権利擁護一般に理解のないこういった対応については、周知をして理解を求めるというレベルの対応では事態の改善にはつながらないのではないかと思います。正直言って、現場の担当者は、成年後見制度は面倒くさいみたいな印象しか持っていないというようなところも見受けられます。それから、市役所とか年金事務所の窓口対応は少しずつ改善されてきているのですが、成年後見制度の利用に限らず、一般的に窓口の対応として不合理な手続を求められているところがまだたくさんあるように思われます。具体的には、あまり具体的ではないのですが、意見書には簡単に書いておいたので、意見書の内容も参考にさせていただいて、ここも改善を求める具体的なプラン、アクションを記載していただければと思います。よろしくお願いします。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、花俣委員をお願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

私ども、行政とか専門職の先生方のような専門的な知見がない立場ですので、しっかりした意見をまとめるには至りませんでした。それぞれの先生方からの御意見に共感しながら、かつ課題解決に向けた具体的な見通しに関して私たちが抱いていた不安が、このたびの中間検証報告書（案）ではより一層大きくなっている感じがございます。

成年後見制度利用促進第二期基本計画というのは、そもそも閣議決定されたものであって、そこに明記された持続可能な権利擁護支援ネットワークの構築と、制度改正とは車の両輪と再三申し上げてまいりました。制度改正については、法制審民法部会において二期計画で明記された到達点に向けて重厚な議論が粘り強く続けられております。

ここまできて、本日お示しいただいた中間検証報告書（案）では、残りの期間内に果たしてもう一方の車輪が無事にできるのだろうか。仮にこうしたネットワークの構築が可能とならなければ、共生社会の実現に向けて車は前に進むことができません。閣議決定された以上、それはあってはならないことなのではないでしょうか。ぜひとも課題が多くあったとしても、しっかりとした仕組みづくりに取り組んでいただきますよう重ねて要望いたします。

それから、認知症とともにある家族は介護が必要、意思決定支援が必要な本人の介護保険サービスの契約、入院・入所、亡くなったときには家族が多くのことを当然のように担っています。また、家族をみとった後、自分には頼れる身寄りがないという方もおられます。そう考えると、当時者の立場である私たちがなぜ身寄りなし問題の課題に関して発言

できる場がないのでしょうか。

身寄りのない方への支援が行政だけでは今後ますます行き詰まるであろう現状、相談窓口の担当者だけでどうあるべきかを話し合うにとどまり、そこにも当事者目線がありません。また、専門職成年後見人が一人で多数の被後見人を抱え、会いに行けない、丁寧な支援に対応できる余裕がないということが問題だとされ、その点を解消しようとしている一方で、社協だけにパッケージで身寄り関係の支援を任せてしまうというのは大変無理があるのは明らかではないでしょうか。

第二期計画の作成のためのワーキングで、北海道の本別町社協さんが生前事務委任契約や死後事務委任契約で住民を支えている報告をしてくださいました。規模の小さい数千人くらいの町村であれば、社協だけで対応せざるを得ないのかもしれませんが、以前にも申し上げましたように、規模の小さい町村でこれができるのは納得だが、規模の大きい市でできるのか疑問という趣旨の指摘をいたしました。

重ねて申し添えますが、規模が大きければニーズ、多様性があるはずです。一社協にお願いする、あるいはどこかの団体に委託してお願いというのはひずみが生じると思います。この点についての指摘もありと思っております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。社会福祉士会の星野です。

まず、今回参考資料 9 の 25 ページから 28 ページに意見を述べております。この意見は暫定版に対する意見であり、今回示されている確定版とは少し内容がずれているところは御確認いただきたいと思っておりますが、会議の中での発言時間が限られておりますため、述べ切れない部分を意見として出しておりますので、中身の確認をよろしくお願いいたします。

そして、今回の報告書(案)について、まず今年の 3 月 22 日に日本社会福祉士会から出した意見、例えば意思決定支援の義務についての何らかの法律への明記であるとか、利用促進法の名称改正を検討する、こういったことが取り上げられていないことに対しては非常に残念に思っております。

以上の他、前半のところは 3 点意見を申し上げたいと思います。

まず日常生活自立支援事業のところなのですけれども、資料で言いますと最初の 4 ページのところ。「総合的な権利擁護支援策の充実について」の日常生活自立支援事業等のところです。こちらにつきましては意見書にも述べましたが、令和 2 年に日本社会福祉士会が受託しました調査研究事業において相当な実態把握がされております。それで、意見として述べたいところは、具体的な取組例として、例えば私は東京都のほうで関わっておりますけれども、都道府県で行われている契約締結審査会というもののさらなる実態把握と、そこでどのような審査がなされているのか、そういうところを確認する必要がある

かと思っております。ここは予算の増額ということが言われていると思いますが、予算を上げるだけではなくて中身の検討というところ言えば、少し前にも出ていたと思うのですが、都道府県単位ではなくて市町村でこういった審査会というものが行われる必要性を強く感じております。

都道府県単位で行っている審査会の中では、契約締結においての能力疑義であるとか、支援の対応困難な事例の相談が挙がってきますけれども、これは地域の偏りが非常にありますし、それから検討のタイミングのタイムラグが生じることで利用者に対する対応が遅れてくるという課題があります。市町村社協において随時、第三者性が担保された審査会、このようなものを行えるような取組というものも方策として検討されることを挙げていくことは必要ではないでしょうか。

それから、日自の見直しは財源のみならず実態、中身の把握と、それから改善に向けた取組というものが同時に示されなければ、今、法改正のほうで議論されている、終わることができる後見への法改正の議論にも非常に影響を及ぼすと思っております。もちろん日自のみが受け皿ではなく、日自の抜本的な見直しとともにモデル事業で実施された新たな仕組みが機能する必要があると考えております。

2点目です。本人情報シートは今ほかの委員からも出ましたけれども、開始された後の後見制度を継続するのか、終了できるのかの判断のためのシートの策定について、最高裁判所に新たなシートを作成するといったお考えがないのかということを質問したいと思っております。

最後です。不正防止のところですが、苦情への対応のところと不正防止というところは非常に強いつながりがあるということがワーキングのほうで試行事業でも明らかになっております。不正防止の記載ぶりが専門職団体だけで取り組むように読めるような記載となっていることに対しては書きぶりの見直しをお願いしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。ご質問があったと思いますので、後ほど御対応をお願いします。

それでは、水島委員をお願いします。

○水島委員　私の意見については既に参考資料9に含めておりますので、言い足りない部分については本資料29ページ以降の部分を含めて発言したものとして、議事録上、取り扱っていただければと存じます。

各委員からいろいろと御意見いただいているところでございますけれども、意思決定支援の浸透についてはどのようにして浸透させられるかについての具体的な案を示すべきといった青木委員のご意見、相互牽制機能の関係ではチームで行う意思決定支援の重要性をもっと明記すべきであるといった大塚委員のご意見、さらには、都道府県の役割をしっかりと明記すべきであるといった久保委員をはじめとする各委員からのご意見、持続可能な権利擁護支援モデル事業について社会福祉事業としての法制化を進めていくべきと



いった住田委員をはじめとする各委員からのご意見について、私自身も全て賛同するところでございます。

改めて私自身の意見ですが、まず成年後見制度、日常生活自立支援事業との連携の推進等について、報告書3ページ以降の部分に関して申し上げます。

こちらの記載事項を確認しますと、報告書の5ページの24行目辺りからは、課題が見られるといった指摘がなされています。

しかしながら、日自における課題というものは、私も以前第16回専門家会議等でも申し上げておりますとおり、事業の拡大はもちろん必要とは思われるのですが、その事業の中に意思決定支援が適切に確保される仕組みがしっかりと実装されていることが大前提であるということでございます。

具体的に申し上げれば、金銭管理等を一定程度担う日自の専門員及びその指揮下で働く支援員といった現状の仕組みのままでは、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における赤の事業者の要素が強く、本当は本人自身が考えていること、言いたいと思っていること、そういったものを十分に受け止めていただくことも難しい場合があるのではないかと考えております。そのような観点から、意思決定支援の確保といった点も十分に考慮した形で、取り組むべき課題として挙げていただきたいと感じております。

2点目については、報告書8ページ目の総合的な権利擁護支援策の部分の関連で、14行目から18行目の辺りです。こちらは、確かに市民感覚に基づいて本人の意思決定支援に寄り沿うという権利擁護支援における市民の役割を考慮した市民の参画、相互牽制機能の確立というものが触れられているところではございますけれども、改めてこの「市民感覚に基づいて意思決定支援に寄り沿う」という意味をもう少し明確に書いていただきたいところです。

これは先ほど触れたように、例えば日常生活自立支援事業の支援員、市民後見人は、もちろん市民感覚を大事にしているわけですが、一定の法律上の権限及び責任を持って活動する立場又はそれを補佐する立場でもあることから、ともすれば本人自身の意向よりも本人保護を優先して動かざるを得ない場面もあるわけです。

そうしますと、市民とは言っても、その与えられた立場によっては本人の立ち位置にとことん立つということが難しい。したがって、権利擁護支援チームとして、権利救済のみならず権利行使の支援をもしっかりと行っていくのであれば、チームの中に本人に対する権限を持つ支援者ばかりではなく、本人の側に100%立って本人の意思決定を支持、応援するような支持者の立ち位置の市民をしっかりと入れていく必要があります。つまり、本人とともに「持続可能な権利擁護支援モデル事業」で言う意思決定サポーター及び豊田モデルで言う意思決定フォロワーといった緩やかなアドボケイトをチームに組み込んでいく必要があるように思われます。このような観点で、こちらの記載をよりきめ細かく、充実していただきたいと、そのように感じているところでございます。

すみません。もう少し申し上げたいところもありますが、時間の関係で、1点だけ前半

の部分で申し上げます。12ページの意思決定浸透の部分、9行目以降の2ポツ目でしょうか。「関係省庁においては、当事者の視点が重要であることを踏まえ、当事者の方を研修講師に迎えたり」という点は非常に重要なポイントだと感じているのですが、例えば、専門職については「専門職の方を」と通常書かれることはないわけですから、お互いに対等な立ち位置であることを意識するならば、「当事者の方を」という表現については、「当事者を」と文言修正していただきたいと感じております。

今のところは以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、馬渡委員お願いいたします。

○馬渡委員　馬渡でございます。

私から提出している意見書は、参考資料9の44ページ以下にありますので、そちらも併せて御覧いただきたいと思います。ここでは後見人の選任・交代に関連した意見を述べさせていただきます。

後見人の選任というのは、家裁の側から見ますと、審理の過程で集まった資料を適切に評価して判断するという裁判作用になります。この審理の過程における資料収集という局面で、受任者調整会議の結果というのは非常に重要な役割を果たしていると考えており、家裁において受任者調整会議の結果を十分考慮して後見人を選任することが、今後必要になってくるのだらうと思っております。

そういった意味で、裁判作用を行う家裁と、受任者調整という機能を果たす福祉・行政等との適切な役割分担が非常に重要になってくるのだらうと思っております。

また、家裁が適切な選任を行うに当たりましては、専門職団体による候補者推薦も重要な方策だと言えます。専門職団体が候補者を推薦するに至るまでの過程は、地域や各団体の事情によって様々と考えられます。一部の専門職団体からは、推薦に必要な情報を取得するために申立書式を改訂するなどして、申立人が家裁に提出する情報を充実させてほしいといった声も聞かれますが、それは申立ての負担を増加させるという面も留意する必要がありますと考えられますので、福祉・行政等による申立ての支援やチーム形成支援の充実化の状況も見据えながら、慎重に検討する必要があると思われれます。

また、家裁と専門職団体の情報共有の在り方も様々と考えられるところでして、各地域の実態に即した実効的な方策が検討されることが、適切な候補者推薦につながるのではないかと考えております。

さらに、家裁の監督が解任権を背景として行われるものであることからしますと、後見人に「不適正・不適切な事務」が認められない限りは、後見人を指導したり、後見人に辞めるように働きかけることはできないと考えられます。つまり、「調整」といったことは、家裁の権能からは外れる部分があるのだらうと思っております。

後見人に関する苦情の中には、後見人に本人の意思の尊重やチーム支援の意識が十分に備わっていないことに起因するものも見受けられますが、後見人の姿勢にそうした問題が

認められるとしても、それが「不適正・不適切な事務」と言えない場合には、家裁が「監督」という形で関与することはできません。こうした場合には、むしろ後見人の質の向上という観点からの取組が求められるものと思われます。

意見書に記載したところですが、重要なことは、地域連携ネットワーク全体として、御本人が御本人らしい生活を実現できるよう、地域の関係機関が自らの役割を十分に果たして連携を図ることだと考えられます。

後見人の選任・交代、また後見人の監督は裁判官の判断事項であることを前提とした上で、家庭裁判所が自らの役割を十分に果たすことができるように、裁判所内部で自律的な検討を進めてまいりますし、引き続き、司法機関としての立場から「できること」について柔軟に連携していきたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございました。

山下委員、お願いします。

○山下委員　ありがとうございます。

まずは、大変詳細な資料をまとめていただいたことに感謝申し上げた上で、今までの委員の御意見とはちょっと違うのですがというか、聞いていて思ったのですが、これをまとめられるのは大変だなという感想を持ちました。具体的な案があまり出ていないというのはそうだなという気もいたしましたが、各委員が出されたいろいろなアイデアを全部盛り込んだら大変大部なものでかえって読みにくくなって周知ができなくなるのではないかという懸念も私は抱いております、その取捨選択等も含めて今後文書をつくられる中で工夫をしていただきたいと思います。と思っております。

それとともに、今、書かれている部分について私が申し上げたいことがあるのですが、私の専門は民法で、特に法制審に出ている立場から後見人の選任・交代の部分を中心に少し読んでいたのですが、13ページですね。【中間年度における評価】というところで、家庭裁判所において可能な範囲で様々な工夫が行われているということは書かれているのですが、「適切な選任のための自律的な検討がなお期待される状況にある」と書かれています。

私はこれを読んだときに、家庭裁判所に全部やってもらおうというお話なのかなと一瞬思ったのですが、【今後の対応】を見てみると、もちろん後見人の選任は家庭裁判所の判断事項ではあるけれども、受任者調整会議等の整備が必要なんだということが書かれておまして、そうだよねという話になるのかなと思います。それで、直前の馬渡委員もおっしゃっていたように、恐らく受任者調整会議等の結果を十分踏まえた上で家庭裁判所に判断をしていただくということを期待しての文書だということはもちろん全体を見れば分かるのですが、もう少し分かりやすく書いたほうがいいのではないかと。

つまり、別にこれで分からないという趣旨ではないのですが、やはり家庭裁判所が最終的な決定権限等はもちろん持っているということは前提とした上で、しかし、家庭裁判所

だけでは適切なことは全くできないという現状があるからこそこのお話だと思いますので、やはり受任者調整会議等について市町村などでは様々な取組をやっていった上で、家庭裁判所は地域ごとの特性に合わせて真摯にそれを受け止めるというような協力体制が必要なのだというようなところをもう少し丁寧に書いていただけるといいかなと思いました。

総じて、各団体がどういう取組をするかということは書いてあるのですが、その団体ごとの役割分担や連携、協力の仕方が少し分かりにくいかなという気がいたしましたので、そういうところを少し丁寧に書いていただくと、もう少し具体的なイメージが湧きやすいかなという気がいたしました。

すみませんが、もう一つ時間をいただきますが、②の苦情への対応で15ページの【今後の対応】のところで「苦情を生じさせないための土壌を形成する」という言葉がところどころ出てくるのですが、苦情が生じなければいいのかというのが私はちょっと気になりました。むしろ苦情を適切に受け止めて、理由のある苦情は対応し、そうでないものははじくといったような仕組みづくりのほうが重要なかなという気がしましたので、そういった点も少し注意して記載していただければと思いましたということです。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、オンライン参加の委員からお願いしたいと思います。

まず、上山委員お願いします。

○上山委員　4点あります。

まず6ページの成年後見から日常生活自立支援事業への移行の検討ですが、これを実効的に実現するためには、御本人が日自の契約の締結の後に意思能力を失った場合でも事情によっては契約の効力の継続を認める必要性があります。これは、現在の契約締結審査会の一般的な運用とは異なりますし、民法学の視点からも十分な検討をする必要がありますので、意思決定支援の仕組みの実装などの論点も含めて、日自の実施枠組みの改正に関する調査研究事業の実施などをお願いしたいと思います。

次に、8ページの身元保証についてです。この点については、平成30年の通知発出から既に6年が経過しているにもかかわらず、必ずしも明確な改善が見受けられないように感じます。このため、既存の通知やガイドラインの周知という対応のみで足りるのかについては疑問があり、より踏み込んだ対応を検討すべきように思います。

また、厚生労働省への質問ですが、通知では身元保証人の不在を理由とする入所などの拒否がある場合には、該当の施設などに対して都道府県が指導を行うことを求めています。この行政指導などが適切に行われているのか、またはそもそも都道府県がこうした事案を的確に把握できているのかについて伺いたく存じます。

次に18ページの後見人等の選任・交代についてです。本人情報シートは後見人の選任時だけではなく交代時や、さらには今後の民法改正次第では後見の終了後にも極めて重要な役割を果たすことが期待されます。したがって、今後の対応のところで本人情報シ-

トの法制化や利用場面の拡大に関する検討の必要性についても触れることが望ましいと考えます。

最後に22ページの不正事案の事後救済策についてですが、三士会がそれぞれ具体的な対策に取り組まれていることは高く評価できると思います。

しかし、この一方で、後見人の所属団体の違いによって救済の内容に差異が生じることは好ましくないと考えます。したがって、この問題については専門職団体の枠を超えた取組の検討も必要ではないかと考えます。

さらに言えば、親族後見人や市民後見人もカバーする交通事故の場合の自賠責保険制度に類似した仕組みの導入などについても検討を進めるべきではないかと感じます。

また、こうした検討に当たっては専門職後見人や法人後見人が高額の資産管理をすることなどに関して、その就任に当たって一定の担保を供与する仕組みの導入なども検討に値するように感じます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、河野委員代理の廣池様お願いします。

○廣池代理 宮崎県でございます。

私ども、今回の会議に当たりまして成年後見利用制度につき都道府県全体のメンバーに対して意見の聴取を行っています。この場をお借りして、その御意見を紹介させていただくという形で意見を述べさせていただければと考えています。

まず8ページ、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について、本県を含みます都道府県が実施しておりますが、今後とも引き続き何らかの取組は続けていきたいという声もありましたが、一方、特に過疎地域においては事業の実施が結果として担い手確保につながっていないという声も聞かれたところでございます。

また、未実施の都道府県からは、既存事業とモデル事業を同時並行で進めることは人為的、財政的に厳しい。また、テーマ3-2のような公的関与の必要性と、そもそも法人担い手の育成というのは分けて考えるべきではないかという御意見もございました。

私どもとしては、やはり中間年度における評価、【今後の対応】のところにも言及をされておりますが、これまでのモデル事業の評価を踏まえた事業展開をお願いしたいと考えているところでございます。

次に報酬助成に関して、各都道府県から、各市町村から聞いた話ということで、事業内容と報酬額が釣り合っていない。市町村ごとに要件が異なっており、全国的な要件の統一を図られたい。また、財源である任意事業に上限額があるために、成年後見人に係る報酬助成の対象範囲を広げることが難しい。こういった意見が出ておりまして、計画の中でも記載をされておりますが、実態把握、見直しを含めた検討、こちらは進めていただくようお願いをするところでございます。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、込山委員代理の杉山様お願いします。

○杉山代理　静岡県小山町長の代理で出席しています小山町長寿介護課長の杉山と申します。

急速な高齢化の進展に伴う認知症の方々の増加や、日常生活自立支援事業利用者数の増加を鑑みますと、今後成年後見制度の需要はますます高まることが予想されます。地域に暮らす全ての方々が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参画する社会を目指すためにも、制度の利用促進に向けて講ずべき施策については国を挙げて取り組むべき課題であると再認識したところです。

その上で、私からは中間報告書（案）、4ページ、5ページの「成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」について申し上げます。

5ページには【今後の対応】として、「地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、厚生労働省においては、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析した上で、財源確保のための検討も含め、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある」と記載されています。小山町では町社会福祉協議会が実施主体となり、相談から利用まで比較的スムーズに事業を実施している状況ですが、町社会福祉協議会の専門職は他業務も兼務しており、事務負担が大きくなっているという課題があります。成年後見制度の利用促進に向け、体制の整備を促進するためには、制度を担う自治体や社会福祉協議会、中核機関等の職員の負担軽減に向けた支援が必要だと思います。

町村をはじめ、小規模な自治体では限られた職員が多くの業務を担っており、また、成年後見制度は専門性の高い分野であるため、専門職の確保も困難なことから、多くの町村では対応できる専門職、担い手や職員が不足しています。結果として、十分な支援を行えないという実態もあると考えられます。また、成年後見制度の必要性は十分認識しながらも、予算や人員に限りがあるため、十分な実施体制が整備されていない市町村も多い状況かと思われます。

このように、地域の実情を勘案し、今後事業の実施体制の抜本的な強化を図るに当たっては、国として人材確保や財政支援等の十分な支援を行っていただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、永田委員お願いします。

○永田委員　ありがとうございます。同志社大学の永田でございます。

中間検証報告書のおまとめ、ありがとうございます。私からは、特に社会福祉法改正に向けた地域共生社会の在り方検討会議での議論と関連した点に絞って意見を述べさせていただきます。

まず1つ目に、1の「(2) 総合的な権利擁護支援策の充実について」の部分で意見を述べます。

日常生活自立支援事業についてですが、ほかの委員の皆様も指摘されていたとおり、日自の抜本的な強化を図る必要があるという点については、より強調する必要があると考えています。中間検証という意味合いでは、運用の改善に向けた努力は記載のとおりですが、この間、目立った強化はされておらず、後見終了後も見通した支援つき意思決定制度の中核として文字どおり抜本的な強化が喫緊の課題だと思っています。

特に実施体制等財源、水島先生も御指摘になられていましたけれども、意思決定支援の確保の必要性、さらにはそれに伴う社会福祉法上の見直しについて明確に打ち出していただきたいと思っています。このことを本会議からの発信として【今後の対応】の中に具体的に示すことが必要ではないかと考えます。

なお、財源については新しいバージョンのほうでは追記をいただいておりますけれども、実施体制の問題、意思決定支援の確保的な位置づけの見直し等について明記することも御検討いただきたいと思います。

併せて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」で取り組んできたこと、特に8ページで言及されている市民の参画や意思決定支援の確保策については、モデル事業のスキームをそのまま制度化していくのか、あるいは幾つかの要素に分解して事業化するのか、様々な選択肢があると思われますが、地域共生社会の在り方検討会議での検討に委ねるにとどまらず、本会議においても意思決定支援を確保した具体的な事業化の検討が必要であることを明記してもよいのではないかと考えています。

加えて、身寄りがいない人の問題ですが、ガイドライン等の周知が重要なことは皆さん御指摘のとおりですが、今、利用促進室のほうでモデル事業をやっていると思いますので、この進捗も踏まえて【今後の対応】においてもこの問題について触れる必要があるのではないかと考えています。

ガイドライン等の周知については、新しいバージョンで【今後の対応】に追記をいただいておりますけれども、モデル事業の取組を踏まえた具体的な相談支援の体制整備、事業化についても具体的に包括的な支援体制の整備や総合的な権利擁護支援策の充実と併せて一体的に検討する必要がある旨、明記してはどうかと考えます。

2つ目に、2の(1)の「本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について」の部分で意見を述べます。

第二期計画の中間検証という意味合いで言えば、この考え方をあらゆるネットワークの共通基盤として広げていくことが第二期計画の目指すところだと考えています。やや本会議の範囲を超えるかもしれませんが、星野委員も御指摘だったとおり、社会福祉の全分野の共通的基本事項を定める社会福祉法において意思決定支援の考え方を明確にし、明示してその浸透を進めることが重要であることをここで発信してはいかかかと思っています。

以上で私の意見となります。よろしくお願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございました。

ここで、前半部分について一とおりの皆様から御意見をいただきました。続いて後半部分に入りますが、かなり長くなっておりますので、ここで一旦休憩を挟ませていただきたいと思います。5分間ですみませんが、15時57分までとやや中途半端ですが、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○菊池委員長 5分経過いたしましたので、そろそろ再開をさせていただきます。

それでは、後半部分につきまして、まず事務局からコンパクトに御説明をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 事務局です。

中間検証報告書（案）の後半部分、23ページの11行目から御説明させていただきます。

23ページの「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」についてです。

第二期基本計画では、全体としてネットワークづくりの取組についてまとめたパートがありますので、中間検証報告書（案）についてもまとめて記載をしております。23ページのネットワークづくりに関連しまして、「地方公共団体」、「厚生労働省」、「家庭裁判所」「専門職団体」による取組が進められていることを記載しております。

少し飛びまして26ページですけれども、【KPIの達成状況】は、市町村による制度や相談窓口の周知は約9割、中核機関の整備は約7割となっており、【中間年度における評価】は、一定の進展はあるがKPIは達成できない見込み、また中核機関整備済み市町村であっても権利擁護支援チームの形成支援や自立支援の機能を有していないところが多い。相談支援を行っていてもアウトリーチの相談までは十分にできていないといったこと。27ページになりますけれども、【今後の対応】では、市町村は引き続き主体的に取り組む必要。都道府県は市町村支援の機能強化等に取り組む必要。厚生労働省は事業間の連携やネットワークづくり推進のための取組を継続させるとともに、地域連携ネットワークにおける「支援」機能、特に形成支援と自立支援の強化・充実のための取組を検討する必要。また、中核機関を法定の機関として位置づけ、役割を明らかにする必要。28ページですけれども、地域連携ネットワークづくりに当たっては様々な公的機関や各種団体とさらなる連携を図ることへの期待。司法と福祉の連携のため、相互理解と適切な役割分担連携を期待。福祉・行政と家庭裁判所との間で双方向の適時・適切な連絡を可能とする仕組みを整える必要等としております。

続きまして「4 優先して取り組む事項」ですが、「（1）任意後見制度の利用促進について」のうち、「①周知・広報等に関する取組」について、【KPIの達成状況】は、市町村における取組は6割超、法務局、公証役場は100%達成でありまして、29ページの【中間年度における評価】は、幅広く周知・広報活動が実施されているが、KPIは市町村は達成で



きない見込み。なお、任意後見制度の利用者数は微増傾向にとどまるとしており、【今後の対応】は、未実施市町村における取組実施への期待と、法務省における他制度と連携した周知・広報の検討の必要としております。

続いて「②任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組」につきましては、30ページの【中間年度における評価】において任意後見制度等の見直しの検討については着実に検討が進められているとし、【今後の対応】は、法務省において法制審の調査審議結果を基に所要の対応を行う必要。公証役場における丁寧な説明を行う必要。また、31ページですが、金融庁において金融機関の対応状況を注視し、所要の対応を行う必要としております。

「（２）担い手の確保・育成等の推進について」のうち、「①市民後見人の育成・活躍支援」につきましては、【KPIの達成状況】は、都道府県による担い手の育成方針の作成状況は約４割、市民後見人養成研修の実施状況は３割超であり、【中間年度における評価】は、市民後見人受任後のバックアップ体制が不十分との指摘。養成研修修了者の活躍推進策について検討が必要でありまして、32ページになりますけれども、【今後の対応】は、厚労省は市民後見人の支援体制の在り方や活躍推進の好事例を明らかにするとともに、幅広い権利擁護支援の担い手として活躍の場を提供できるよう検討を進めていく必要としております。

続いて「②法人後見の担い手の育成」についてですが、【KPIの達成状況】は、都道府県による担い手の育成方針の策定状況は約４割、法人後見養成研修の実施状況は５割弱でして、【中間年度における評価】は33ページですけれども、厚生労働省における国庫補助事業や研修カリキュラム例の周知等の対応や実施法人数の増加が認められること。都道府県による取組も一定の推進が図られていることを評価しつつ、法人後見の推進については十分な進展があるとまでは言えないとし、【今後の対応】は、厚生労働省において社会福祉連携推進法人をはじめとして法人後見の担い手の育成を図っていく必要。その際、法人後見の活動、運営状況の実態の把握に努めるとともに、研修実施に取り組む必要。ガイドライン作成等、法人後見の担い手の推進方策についても検討する必要があるとしております。

続いて「③専門職後見人の確保・育成等」についてです。【中間年度における評価】は34ページになりますけれども、専門職後見人の確保・育成に向けた様々な取組にとどまらず、市民後見人等への支援にも取り組んでおり、専門職団体の責務を十分に果たしていると評価。35ページですが、【今後の対応】は、さらなる効果的な研修実施により専門職後見人の確保・育成を図ること。引き続き市民後見人や親族後見人の活躍支援に期待としております。

「（３）市長村申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について」のうち、「①市町村申立ての適切な実施について」ですけれども、【KPIの達成状況】は、都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施は９割超でありまして、【中間年度における評価】は、全都道府県で研修実施予定である一方で、要綱の詳細な内容や運用実態の把

握、市町村長に与えられる権限が拡充された場合の市町村の体制や業務量の増加について検討が必要としており、【今後の対応】は36ページになりますけれども、今後は厚生労働省において要綱の内容や運用の実態を把握するとともに、早期に課題を明確にし、必要な人が制度を利用できるようにするための方策を検討する必要。市町村長に与えられる権限の拡充について、市町村の体制や業務量を踏まえ検討する必要としております。

続いて「②成年後見制度利用支援事業の推進」についてですけれども、【KPIの達成状況】は、市町村による要綱等の見直しについて高齢者関係、障害者関係、ともに令和4年度から令和6年度までに行った申立て費用の見直しが約4割、令和3年度以前に見直しを実施済みが3割超、同様に報酬の見直しについても令和4年度から令和6年度までに約4割、令和3年度以前に見直しを実施済みが約3割となっており、37ページの【中間年度における評価】ですけれども、利用支援事業の中で申立て費用助成及び報酬助成を対象としている市町村の増加は見られるが、その対象範囲や助成実績の地域差があるとの指摘について、市町村への財政支援も併せて検討が必要であり、【今後の対応】は、厚生労働省において速やかに実態把握を行うとともに、地域支援事業、地域生活支援事業について必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要。市町村における利用支援事業の必要な見直しの早期検討を期待としております。

同じく37ページの「(4) 地方公共団体による行政計画等の策定について」ですが、【KPIの達成状況】は、約8割となっておりまして、【中間年度における評価】は38ページですけれども、市町村計画の策定や必要な見直しに関するKPIは達成できない見込み。また、都道府県における取組方針の策定について進められているものの、令和6年度時点でも検討未着手の都道府県は存在するとなっております。【今後の対応】は、市町村、都道府県において地域の実情を踏まえた上で市町村計画等において地域連携ネットワークづくりに段階的、計画的に取り組む方針を示すことが望ましい。厚生労働省においては、引き続き行政計画等の策定、内容の充実のための支援を行う必要としております。

38ページの「(5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて」ですが、こちらの【KPIの達成状況】は39ページにありまして、都道府県による協議会設置状況は約8割となっており、【中間年度における評価】ですが、厚生労働省は地方公共団体に向けた各種支援の取組を継続的に実施。都道府県においては市町村に対する研修実施や協議会設置が進んでおり、相談窓口の設置や専門アドバイザーの配置は一定程度評価できるが、さらなる取組を実施する余地があるとしており、【今後の対応】は、都道府県においては取組が進まない市町村に対する支援を行う役割を果たすことに期待。厚生労働省においては、市町村の支援等を担う都道府県のさらなる機能強化を推進していく必要としております。

40ページ、「5 その他」ですけれども、こちらは第一期計画の中間検証報告書でも設けられている項目でして、各項目に当てはまらない事項等を想定しております。ここでは、周知広報を行う際はインターネットにアクセスできない方や高齢者・障害者の方々に対す

る十分な配慮が期待されることを記載しております。

41ページは「おわりに」ということで、中間検証の趣旨を改めて明記したものになります。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの後半部分につきまして皆様から御意見等を伺わせていただきます。

まず、永田委員が途中御退席と伺っておりますので、初めに永田委員に御発言いただき、その後、前半と同じ順番でお伺いいたします。大変恐縮ですが、お一人様3分以内でお願いしたいと存じます。

なお、御質問される場合には御質問であることと、その相手方を明確にお願いできれば幸いです。

それでは、永田委員からどうぞ。

○永田委員 ありがとうございます。大変恐縮ですけれども、授業の関係で途中退席となりますので、先に発言をさせていただきます。

まず、3の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」について申し上げます。

中核機関の体制整備はこれまでの一定の努力にもかかわらず、実際に進んでおらず、中核機関が設置されている場合でもある種の宣言を行うにとどまり、想定されている役割を十分に果たすことができていないと考えています。一部、新しいバージョンでは追記をいただきましたけれども、そもそも中核機関の整備は第一期計画のKPIで100%とされていたところ、こうした進捗が不十分である状況を率直に認識し、市町村計画や協議会の設置も含めてどのように推進すべきか、踏み込んで検証し、【今後の対応】を記述すべきではないかと考えています。

これに関連して、第二期計画では地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会の参加の支援という観点も含めるとして、包括的なネットワークにしていく取組を推進していくとあります。これは大変重要だと思っており、この点についての【今後の対応】が十分書かれていないのではないかと思います。こちら新しいバージョンで多少追記をしていただきましたけれども、社会福祉法における包括的な支援体制との連携については今後の社会福祉法の改正に向けて一層その進展が期待されるところであり、権利擁護支援と包括的な支援体制の一体的な推進に向けた好事例の収集を含めた、より踏み込んだ今後の対応を求めたいと思います。

さらに28ページのところで、ネットワークづくりに当たって公的機関、民間団体、非営利法人、専門職団体等のさらなる連携という記載がございますけれども、意思決定支援や本人の地域社会への参加を目指す第二期基本計画の趣旨に鑑みると、ここは当事者団体の参画もきちんと明記しておく必要があるのではないかと考えます。

次に、「市民後見人の育成・活躍支援」について申し上げます。KPIは担い手の育成方針の策定及び養成研修の実施を全都道府県で行うことが令和6年度中となっていますから、

進捗が遅れている状況にあると思います。実際に、市民後見人の選任も進んでいません。これは、適切な後見人等の選任・交代とも大きく関係しており、市民後見人の候補者がいなければ選任も進みませんし、育成だけでも体制が整わないと選任は進みません。

【今後の対応】においては、好事例の共有とともに、一部追記していただきましたが、市民後見人の地域共生社会の実現に向けた意義の理解の促進についても強調していただきたいと思います。

最後に、第二期計画が閣議決定されて以降、障害者の権利委員会から総括所見が示されたことも大きな環境変化の一つだと思います。この中で第二期計画が懸念として挙げられているわけですが、新井先生も御指摘のとおり、我々が議論してきた計画そのものの内容というよりは、成年後見制度利用促進という名称そのものがこうした懸念の源泉になっているように思います。

第二期計画は広く権利擁護支援を推進することをうたっている中で、法律及び計画の利用促進という用語が現状ではふさわしくなくなっており、今後の対応として書くことが適切かどうか分かりませんが、名称の変更について検討すべき状況になっているのではないかということについても、検証という意味で指摘しておきたいと思います。

私からの意見は以上になります。ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、前半と同様、また五十音順でお願いできれば幸いです。

では、青木委員をお願いします。

○青木委員　青木です。

参考資料9の13ページの下の方から後半の3番以降になりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

地域連携ネットワークづくりにつきましては、具体的なKPIの指標も御指摘のあったとおりですが、加えましてそれぞれの3つに整理された機能がどこまで具体的に各地で実践が進んでいるかということについて、やはり一定の事例の紹介とともに、現段階での評価や今後検討すべき観点を示すということが必要であり、そこは十分ではないのではないかと考えています。

専門家の意見としても出ていますし、利用促進室に寄せられている各自治体からの問合せ、それから都道府県、それぞれの自治体、市町村が把握している状況やK-ネットへの相談等で様々な状況がある程度把握できているはずですので、そういったものをしっかりと分析をし、今後の取組の課題を段階的に示すことも含め、都道府県における役割とともに示していく必要があるのではないかと考えています。

また、家庭裁判所についての取組も記載されておりまして、様々な取組をお願いしていますけれども、やはりどうしても支部などの本庁との差ということが様々な意味でありまして、これから本庁と支部との差を埋めていくという取組もぜひお願いをしていきたいというふうに現場で感じて思っているところであります。

私の意見書の14ページは書いてあるとおりということであとは割愛しますが、中核機関がやはりどうしても様々な意味で重要で法制化が必要だということはこの委員会でも意見をしていますし、裁判所のほうからもその意義ということを整理していただいていますので、中核機関の法制化とその必要性についても整理をしてこの中間検証の中に盛り込むべきであろうと思っているところであります。

それから、司法との関係で、司法を身近なものにするというのは「基本的考え方」の3にあるのですが、ここに関しての取組がどこまで進んでいるかということの検証も必要だと思っています。とりわけ法律専門職団体と各地でつながるということが必ずしも十分にできておらず、我々専門職団体としてもできていないという自覚もあります。ここについては都道府県がハブになることも含めて進めていくという構想にはなっていましたけれども、そこを今後どう進めていくかということの一つの項目として挙げていただく必要があるだろうと思っています。

私の意見書の15ページの「4 優先して取り組む事項」というところに移ります。

任意後見制度につきましては周知や、それから監督人の選任というところについての努力、取組だけでは、実際に任意後見契約が進むとか、監督人が進むという状況にないということを率直に評価いただいた上で、さらなる具体的な対応策を検討することが求められておりまして、そういう問題提起が必要になってきていると思います。

市民後見人につきましては、市民後見人の養成が進まない大きな理由として、十分な選任がなされていないということがあるとは思いますが、その課題はしっかり分析するとともに、意思決定支援サポーターも含めた活躍支援ということを第二期計画で打ち出したことについての意義と、それが今後新しい制度の中で果たす意味ということも位置づけた上で市町村に取組を求め、都道府県が市町村のできないところをしっかりと補充するということを位置づける必要があると思います。

法人後見については、先ほども述べたところになります。

専門職後見人の点でぜひ指摘しておきたいと思いますのは、前の意見書でも述べているのですが、担い手不足、担い手が困難事案や様々な問題から各地で三師会とも難しくなっているという状況をしっかりと受け止めていただきたいと思っています。それは様々な要因がありますので、その要因を専門職団体も含めて解消していく必要がありますが、一方ではやはり各地域の担い手計画というのを都道府県がしっかりとつくっていただき、各地域の担い手確保策ということをしつかりと考えていくという取組も併せて進められる必要があると思っています。

「親族後見人への支援」ということが第二期計画では一つの課題でしたが、項目が落ちていますので、そこについて現状と課題も触れる必要があると思っています。

市町村申立てにつきましては、実際のKPIの指標とは異なり、それだけでは捉えられない具体的な現場での市長申立てがなかなかされず、利用につながらずに何年も待たされる、あるいはやむを得ず本人申立てが難しいものを本人申立てをする。その他の対応策で妥協

せざるを得ないという実態があるということを、具体的な調査項目が難しいとは思いますが、しっかりと実態把握をした上でその解消策を考えていくことが必要だと思っています。

同じように、成年後見制度利用支援事業も要綱の見直しが一定進んでいて、要綱上は助成がされているかのようになっているところが実際には助成されていないという財源を中心とした大きな課題がありまして、その点について具体的な実態把握とともに、その財源を含めた課題をどう改善するかということをいよいよ抜本的に見直すということをしっかりと提案していただきたいと思います。

最後に、都道府県の役割というのは小さな市町村の中でKPIを達成できていないところがたくさんあることから分かりますように、小さな市町村だけでできないことを都道府県が独自の役割を担うことによって様々な期待されている機能を果たしていけるということがあり、これは中核機関の法制化との関係でも重要な観点だと思っております、その点についてしっかりと整理をしていくことが重要だと思っています。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、新井委員長代理お願いいたします。

○新井委員長代理 「4 優先して取り組む事項」の「(2) 担い手の確保・育成等の推進について」の「②法人後見の担い手の育成」について提言があります。

銀行法の改正により、金融機関の子会社が成年後見分野の参入が認められましたが、実例はいまだないようです。金融機関にもファイナンシャルウェルビーイングに関心を持つところもあり、シンガポール等ではSNT、スペシャル・ニーズ・トラストと言って、信託会社が福祉サービスを提供しています。我が国においても改正銀行法の構想が実現するような工夫、働きかけが必要ではないでしょうか。その旨を明記することを提案します。

現在のところ、文言としては同業務を行う銀行の子会社を確認されていないとなっておりますけれども、より積極的に銀行法改正の趣旨に基づいた対応を求める、参加を求めるという積極的な、前向きな文章に変えたらどうでしょうか。

以上、提案します。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして近藤様お願いいたします。

○近藤代理 全国市長会から後半部分、5点意見します。

1点目、中核機関についてはこれまでの会議で意見を述べてきた法制化や個人情報保護への留意は反映いただいた認識ですが、幾度と現場の課題として強く言及している国からの運営財源の保障については文案に確認できておりません。

そこで、全国どの地域においても権利擁護支援を持続可能に実現するため、他の記述同様に、「市町村への財政支援の検討が必要」と記載することをいま一度求めます。

ただし、例えば身寄りなし支援も含め、重層における多機関協働事業の機能強化という

形として交付金活用を可能とするなど、限られた財源をどのように有効活用できるかといった具体的な方法については、今後も当会議等で検討していく必要があると考えています。

2点目、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の【今後の対応】として、市町村には介護、障害、生活困窮、子育て等の各分野と有機的な連携が求められる記載が文案には示されています。

一方で、第二期基本計画では、「権利擁護支援とは包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である」と定義されています。有機的な連携を図る先なのか、共通となる基盤なのか、こうした関係性や整合性について整理が必要な旨、追記した上で、地域共生社会の在り方検討会議等において検討を深めていただくことを求めます。

3点目、前回会議において、市民による権利擁護活動は、社会参加や地域づくりに資する地域共生社会の実現に大変重要なものだと言及しました。そこで、【今後の対応】として地域共生社会の在り方検討会議にも言及し、その中で前回示した市民による権利擁護活動の法律上の位置づけや育成の在り方だけでなく、例えば市民後見人が被後見人との関係の中で大切にしていることや相互の変化などから、地域共生社会における住民の権利や主体性についての議論を深めていただければと思います。

4点目、市町村申立てについては権限拡大の可能性に対し、市町村の体制の確保や業務量の増加への懸念を反映していただきました。引き続き、現場の懸念に留意した検討を進めていただきたいと考えていますが、一方で第二期基本計画の記載は地方公共団体の権限を拡充すべきとの指摘であり、地方公共団体には広域行政である都道府県も含まれます。

そこで、今後検討される権限拡大について小規模市町村では対応できない可能性が十分にあるので、計画の記載に立ち返り、権限の主体として都道府県も含めた抜本的な検討も必要と、地域の実態に配慮した内容の追記を求めます。

5点目、前回会議において、「報酬決定において市町村の助成状況を考慮しているのではないかと推察される」と申し上げています。そこで、成年後見制度利用支援事業における今後の対応で予定されている実態把握においては、地域差や先ほど指摘した市町村間のルールに加えて、家庭裁判所から市町村に対して助成対象者かどうかの事前確認の有無や、助成上限額と報酬付与額との関係性など、市町村による報酬助成と報酬算定の実態についても明らかにする必要があるとのことを意見します。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員 ありがとうございます。大塚です。

27ページの15行目、地域連携ネットワークづくりということでもあります。包括的なものとするということで、包括性とは何かというお話が出ていましたけれども、考えてみました。介護、障害、生活困窮、子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりと、こういうことでしょうかけれども、何か抽象的でよく分からない。連携すればいいのではないかと

と、もう少し踏み込んで具体的なイメージを持てるように、例えば介護、障害、生活困窮、子育て等の各分野を超えて、成年後見など権利擁護支援に関する総合的な窓口を設置する。そういうことの具体性をもって、中核機関の機能かもしれませんけれども、そういうことを提案いたします。

もう一つは、37ページの成年後見制度利用支援事業であります。13行目は市町村への財政支援は地域差があるということ、あるいは20、21行目に必要な見直しを検討するということですが、これも言っていますが、地域差ということを見ると、介護保険や、あるいは障害者総合支援法の地域生活支援事業の補助金というところにその原因があるわけですので、今後は介護保険法や、あるいは障害者総合支援法における個別給付とすることも考えられる、検討すべきだということを入れたほうがいいのではないかとということをご提案いたします。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、久保委員をお願いします。

○久保委員　ありがとうございます。

私のほうは、先ほども申し上げたのと少し関連があるかと思っていますけれども、地域の連携ネットワークですが、そこが私たちは本当に利用者にとっては肝だなと思っております。法改正とともに地域の連携ネットワークをしっかりとつくっていただきたいと思っています。私の周りでは、モデル事業は割とよく参考にして、こういう課題があるんだなということも言いながら市町村がそれをやっというと思って努力しているのをよく見聞しますので、そのモデル事業も十分に活用していただきたい。

ちょっと休憩の前のことにも触れると思いますけれども、あまり評価できるものではないみたいな感じのことも一部書いてありましたので、そうではなくて、数は少ないけれども、ちゃんとやっという部分をもう少し、本当は私たち利用者としてはもっとたくさんモデル事業をやっといういただきたい。そして、いろんな課題を出していただき、それを地域のほうで生かして、地域の連携ネットワークづくりも市町村の活動のほうも利用していただくようにしていただきたいと思っています。

その中で、都道府県とか市町村の専門職も含めて、本人を中心にどう進めていくのかということをごひひ考えていただきたいと思っています。私たちは専門職ではありませんので詳しいことはよく分かりませんが、常に本人を中心に考えていただきたいと思っています。全国どの地域に暮らしていても同じような支援が受けられるということをご希望いたしておりますので、地域の連携ネットワークもそうですし、中核機関も同じような形ではありますけれども、モデル事業を生かしながらやっというだけならありがたいと思っています。同じようなことを申し上げて申し訳ありませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。



○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、住田委員をお願いします。

○住田委員　ありがとうございます。私からは、3点意見を申し上げます。

「都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて」ですが、中核機関の体制整備についていまだ未整備の市町村も多く、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、KPIは達成できない見込みとありますが、策を講じなければ今の状況が継続するだけではないでしょうか。青木委員もおっしゃっておられましたが、中核機関の機能の法制化において都道府県の役割が重要だと考えます。たとえ数百人の小さな村、町にも権利擁護支援のニーズは必ずあります。

自治体規模によって成年後見制度が使えない、終わるべき成年後見制度を終えることができないということがあってはなりません。町村が機能し得ないとき、受任調整や専門職との連携、担い手育成や後見人支援など、中核機関が機能していくために都道府県がその機能を一部担うことが重要です。都道府県が中核の機能を一部果たすことでしかKPIは達成できないと思います。そのため中核機関の法制化の検討においては、市町村だけでなく都道府県の役割についても盛り込んでいただきますよう検討をお願いします。

2点目は、都道府県による研修実施の評価です。市町村長申立てに関する研修の実施率は最も高く、今年4月1日時点で91.5%となっており、KPIはおおむね達成しています。

しかし、研修を受講した市町村では市長申立てが適切に実施されているかどうか分かりません。受講後、どのような変化があったのか、実施状況と併せて調査をお願いしたいと思います。

研修は単なる知識の詰め込みではなく行動変容にあるため、実務にどれだけ反映されているか把握するとともに、報告書では運用の実態把握や業務量の増加の把握について検討が必要とあると記載がありますので、今後の取組状況調査時への反映をお願いしたいと思います。

最後に、成年後見制度利用支援事業の推進についてです。これまでの議論を踏まえて助成対象範囲や実績を把握し、実情に応じた見直しを検討されることの対応には大いに期待するところです。利用支援事業の適切な運用が担保されなければ、中核機関における受任調整は機能しません。専門職の先生方に最初から無報酬でお願いする調整はあり得ないからです。

私ども6市町の広域センターでは平成26年から独自の仕組みをつくり、候補者調整をしてきましたが、その前年に行ったのは利用支援事業要綱の共通整備です。まず要綱を改正してから候補者調整の仕組みをつくり、家裁が安心して選任していただけるよう、市町の要綱をファイルにして家裁にも提出してきました。

利用支援事業が使える助成制度でなければ、中核機関における受任調整機能は果たせず、必要な人に制度を届けることができません。国による財源確保を含め、今後の運用改善につなげていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、中村委員お願いします。

○中村委員 それでは、中村のほうからは1つの質問と2つの意見を発言させていただきたいと思います。

27ページですが、先ほど大塚委員のほうからも地域連携ネットワークのより具体的な記載という御指摘もございました。それに少し関連する部分でございますが、「厚生労働省においては、引き続き、各種取組等の実施を通じて、権利擁護支援に関する事業間の連携や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能の強化・充実のための取組を検討する必要がある。」とされていますが、ここで言う具体的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて課題をどのように捉えて、今後どのように取り組むか、取り組むことが必要かというところについての現時点でのお考えがあればお教えいただきたいというのが1点でございます。

次は、「優先して取り組む事項」の「市民後見人の育成・活躍支援」についてです。これは31ページのところになりますが、市町村における市民後見人の養成については自治体数で見ると令和3年度で375、そして令和5年度では418と増えておりますが、実施自治体数がとしてはあまり増えていないというのが現状だと思っています。そして、全国社会福祉協議会の市区町村社協を対象に行った令和5年度の成年後見制度に係る取組状況調査では、市民後見人の養成を行っていない理由として最も多いのは、養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないためというのが全体の4割弱ということで、これまでの委員の発言とも一緒になるかなと思いますが、養成後のフォローアップですとか、選任後の支援を行う中核機関との体制強化がこういう点では重要になってくると思います。

そして、都道府県の部分では北海道でも実施しておりますが、市民後見人の養成講座を広域として実施をしておりますが、市民後見人が市町村域を超えて活躍するケースも今後想定されますから、そうした場合の都道府県に対するバックアップ体制等についてもより御検討をお願いしたいと思います。

次は、「法人後見の担い手の育成」というところで32ページになります。法人後見の担い手育成について第17回専門家会議でも述べさせていただきましたが、社協が受任しているケースの中には資産が少ない方できめ細かな身上保護が必要なケースも大変多くある。そういう中で、後見報酬だけでは必要な経費を補うことは難しく、社協による法人後見をさらに進めていこうということであれば、財源確保を含めた体制構築が必要となってきています。法人後見の運営実態を把握して、持続可能な実施体制を検討する必要があるという形で記載もされてございますが、この具体的な推進策についても記載をしていただければ大変ありがたいというところでございます。

発言は以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員 6点、意見を述べさせていただきます。

1点目、「市民後見人の育成・活躍支援」についてですが、市民後見人養成研修については広域で実施する例が増えてくるなど、一定の成果が見られるのですけれども、今、中村委員からも御指摘がありましたが、その後の実務経験を得る場の確保ですとか、フォローアップについては養成研修と同じ枠組みで行うことは難しいという意見も聞いているところで、さらなる工夫が求められるところであると思われれます。

また、養成研修修了者、名簿登録者が転居したり、あるいは本人が施設に入所して転居したりというような場合の市民後見人の交代なり事務の引継ぎの在り方についても、各地で様々な検討が続けられております。そういったこの2年半の期間で明らかになった課題について、集約はしていないのかもしれませんが、本来であればこういったことをこの1年間で集約してここに書き込んで、その課題を書いていくべきだったのではないかと考えております。

2点目、「法人後見の担い手の育成」に関してです。法人後見を行う団体の育成に関しては、当該団体にとってのメリットが乏しいとか、明確ではないという認識から取組が広がらないという課題が指摘されているところです。そのような課題についても記載をした上で、その課題への対応についても検討しておく必要があると思います。

それから、法人後見に関しては非常に立派なマニュアルが作成されているはずなのですが、そういったことの言及もないのがちょっと妙だなと思います。そこでは利益相反に関する可能な限りの整理もされていたと思いますので、そういったこの2年半の事業の成果をきちんと記載していただければと思います。

3点目は法人後見というよりもむしろ都道府県の役割なのかなと思いますが、モデル事業の3-2、地域における対応困難事案、虐待事案の対応のモデル事業です。これについてはもちろんこういった枠組みが既にできていて活動しているところも少ないながらあるわけなのですが、そうでないところでは、結局困難事案に限られた専門職に集中してしまっていて、専門職が疲弊してしまうということがあります。もちろん、専門職も困難事案を受けないと言っているわけではないのですけれども、本来こういったセーフティーネット的なものというのは専門職に任せきりということではなくて、きちんと行政の責任で枠組みをつくっていただく必要があるところですので、ここは粘り強くモデル事業の推進をお願いしたいと思います。

4点目は中核機関と都道府県の役割の話なのかなと思います。二期計画で言うところの権利擁護支援チームの形成支援の機能が進んでいる地域とそうではない地域の格差が見えてきております。

これについて二期計画の44ページに受任者調整の検討・協議の場の設置という施策が書いてありまして、ここを具体的に進めるということが必要なのではないか。これは結局、

都道府県にも動いていただくということになると思いますので、そういったことも検討していただければと思います。

5点目、地方公共団体による成年後見制度の利用促進に向けた各種取組についてです。ここでは成年後見制度利用促進体制整備研修事業の実施としてアドバイザー向けの研修が行われているということが書いてあるのですが、この研修は法律専門職にとってはちょっと参加しづらい日程で実施されているため、現状では参加者、履修者の増加があまり見込めないという課題があります。このような課題についても明らかにした上で、課題の解消のための方策というよりは、むしろその前提としてアドバイザーが既に活動しており、その実績もあるわけですから、これをきちんと評価した上で、国や都道府県がアドバイザーに何を期待しているのか、何を求めているのか、これを明らかにしていただくと、専門職のほうも受講につながるということになると思いますので、ここを明確にすることをお願いしたいと思います。

最後です。全体として中間検証をするに当たっての現状の調査、課題の洗い出し等が不十分であったのではないかと思います。今年3月22日に開催された第15回の専門家会議において、中間検証のためのワーキング・グループの組成が必要ではないかというような意見が複数出ていたと思うのですが、その意見で懸念していたことが現実化していたように思われます。第二期計画は残り2年3、4か月ですが、その期間を結果、無駄にしまうということがないように、至急課題の洗い出しと、それを踏まえた今後の対応を検討する必要があると考えます。

そのためには、いろいろ大変だとは思いますが、追加の会議の開催なり、協議の場をつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○菊池委員長　ありがとうございました。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員　ありがとうございます。

先ほど久保委員から、地域連携ネットワークが肝である、あるいは本人中心というワードが出てまいりました。そこで、本会議の議題を私は違った角度から意見を述べてみたいと思います。

委員の皆様には既に御承知のことだと思いますけれども、共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行を受けて、12月3日、認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。急速な高齢化で認知症は今や誰もがなり得るとして、認知症の人を支えられる人として捉えるのではなく、地域で相互に支え合う共生社会の実現に向け、取組を推進すると明記されています。当時者の意思の尊重を含む4つの重点目標を設定し、社会参加の機会の確保や認知症の正しい理解の周知といった施策が掲げられています。1月施行の認知症基本法に基づき策定された基本計画は、今後自治体に対して地域の実情や当事者の意見を反映した認知症施策の計画をまとめるよう求めていくとされています。ここが、いわゆる当時者参画であります。

基本法第3条の基本理念3においては、「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること」とあります。

既に認知症基本法施行後に立ち上がった検討会の構成員に支援者側の団体は構成員としておられるものの、何らかの障害を有する当時者やその団体がメンバーには入っていません。これはなぜなのでしょう。誰のため、何のための共生社会の在り方検討会なのかという違和感を覚えてしまいます。

認知症基本法に続き、基本計画も閣議決定された今、当事者参画はただの看板、絵空事、絵に描いた餅なのでしょう。障害者権利条約における私たち抜きに私たちのことを決めないでと、このフレーズは全ての議論の根底にきちんと据えるべきだと考えています。

それから、「おわりに」のところで「個別の課題を整理して」と明記されています。私たちには今回の検証報告書（案）において非常に理解し難い書きぶりが多く見られます。十分な理解がなかなか進まないところです。そのためにも、各委員や先生方からの御意見についても、そうした課題をより具体的に丁寧に記載していただければと思います。このことを改めてお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員　ありがとうございます。意見を3点申し上げたいと思います。

まず27ページのところに、「中核機関を法制的機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある。」、ここを書かれたことに私たちはとても高く評価をしたいと思っています。

ただ、一方でKPIのところにも出ていますけれども、中核機関の整備とコーディネート機能の強化というところでは、設置数という量的な評価だけではなくて質的評価も今、非常に求められてきている状況にあると思っています。その中で我々が今年度、調査研究事業を行っているというところも参考資料のほうで意見書のなかで報告させていただいていますが、そこでは中核機関と看板を上げていなくても、中核機関の一部の機能を担っている地域の実情も聞くような調査研究事業を行っておりますので、この研究事業との連携ということもぜひ御検討いただきたいと思っています。

2点目です。担い手の確保・育成のところですが、法人後見実施に向けて都道府県が取り組んでいるという記載があります。私がおります東京都においても、島嶼部や町村向けの法人後見の研修というのを実施しており、一部関わらせていただいておりますが、先ほど住田委員も言われましたけれども、研修は実施するだけでは全く効果はないと思います。

研修を受けるだけでは、その研修の内容を生かして実務につなげていくということが十分できていない実態があると思います。受任調整会議という会議を行うような事例がないことはよく聞かれますが、いきなり受任調整会議ではなくて、第二期計画でも示されている権利擁護の相談支援の機能における検討会議、こういったところにしっかり都道府県が枠組みをつくって、市町村単独では難しいところに専門職が関与して検討会議が開ける、こういったことを国がモデルとして具体的に示すということも必要ではないかと思っております。

法人後見については、これまでの専門家会議の意見の中でも、都道府県が社協以外の法人後見に対するサポート機能やチェック機能のようなものの役割を持つということも意見として出ていたかと思えます。前半で出ていました高齢者等終身サポート事業との関係も含めて、都道府県にそういった相談対応窓口を設置するということが今後の取組の対応に入れてはいかかかと思っております。

最後に3点目です。都道府県における助言機関というものを設置することが必要ではないかと考えております。ここには今、国が研修を行って養成している、特に専門職であれば権利擁護支援アドバイザーですが、このアドバイザーが数としてこのくらい設置をされている、半分以上設置されている等の記載はあるのですけれども、実際にそれがなかなか機能していないという実情があります。何をすればいいのか、何を依頼するのが分からない。ここについても、いろいろな取組が都道府県ではなされております。虐待対応専門職チームが進んでいる地域もありますし、私がおります東京都では専門職チームはないけれども、権利擁護支援のためのセンターを東京都が委託をする形で高齢者・障害者虐待も含めた権利擁護に対する体制をつくっております。そういったところと連動しながらのアドバイザーの活用方法なども幾つか方法があるということも具体的に提示することがあるのではないかと思います。

時間が過ぎていますが、最後に質問のような意見のようなもので恐縮なのですが、これは委員長に質問なのか、利用促進室に質問なのか分かりませんが、前回の会議資料の中に、次の専門家会議が持ち回りというふうに記載がされていたかと思えます。こちらについて、今このようにいろいろな意見が出ている中で、この中間報告書をどのように取りまとめていくのかというところで持ち回り開催とされるのか、意見のやりとりができる形で開催いただけるのか、ここについてはぜひ御質問したいと思っております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、水島委員お願いします。

○水島委員　では、3点申し上げます。

まず意見を申し上げる前に、永田委員がおっしゃった成年後見制度利用促進基本計画における名称変更という部分については、私もやはり必要と考えます。例えば、「権利擁護支援促進基本計画」というような形で変えていく必要があるのではないかと考えます。

それから、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの関係では久保委員、それから花俣委員からの言及にも触れたいと存じます。

久保委員からは、持続可能な権利擁護支援モデルを生かしてほしい、本人を中心に考えてほしい、全国どのような地域で暮らしていても、といった趣旨のお話がありました。非常に私自身、心に残る言及でございました。

また、花俣委員がおっしゃった共生社会の実現を推進するための認知症基本法の観点でも、本人の社会参加の確保、当事者参画、意見を表明する機会の確保、私たちのことを私たち抜きにして決めないで、こういったことをしっかりとそれぞれの施策に浸透させて、そして実装させていくことが必要であろうと考えます。そこで、改めて、ここでも私は意思決定支援の確保について再度申し上げたいと存じます。

本人に対する権利擁護支援は、周りの思惑や、便宜のために行うものでもなく、自分たちの価値観を押しつけないものを目指しているわけでも当然ありません。また、特に小さい地域では支援のメニューが少ないから、本人に関わる支援者や団体がやっていることに目をつぶるとか、そういったことを是認することでもないわけです。

ですので、先ほどご紹介された中核機関等の取組等も進んでいるところですが、市町村、都道府県のうち、取り組みたいところだけが取り組むという話ではなくて、例えば金銭管理支援、身寄り問題を抱える人の支援のような、本人の生活に与える影響が大きく、場合によっては本人の生活基盤を丸抱えすることも想定される支援が提供される場合には、どんなに善良な人や団体による支援であっても本人との関係性の濫用が常に生じ得ることを想定し、全国一律で、一定の濫用防止の仕組みを実装しなければ、本来は行うことができない支援であるととらえることも必要なのではないかと考えます。

逆の側面から見れば、このような支援付き意思決定の保障、意思決定支援の確保に係る措置が適切かつ十分に実装されている場合には、これらの事業を行うこともできるようにする余地もあるのではないかと思います。このような生活基盤サービス事業を地域に展開する場合において実装すべき意思決定支援の確保体制の水準については、社会福祉法及び関連規程などにしっかりと明記すべきではないかと解されます。

この意思決定支援の確保については、先ほどの認知症基本法の理念及び「持続可能な権利擁護支援モデル事業」のテーマ2を踏まえて法制化に向けた議論をすべきであって、意思決定支援の確保体制の一翼を担いうる中核機関の法制化についても、正面から議論を進めていくべきではないかと感じております。

2点目については、中間検証案の31ページ、担い手の確保・育成の市民後見人の関係について述べたいと存じます。

まず、「市民後見人の育成・活躍支援」に関し、22行目以降から25行目までの中に、先ほど述べたような意思決定サポーター等について、市民後見人の養成と連動しながら、サポーターの育成も併せて進めている地域もあります。今後の展開を考えるならば、意思決定サポーター、フォロワーについても、活躍支援の一環として明記すべきではないかと考

えます。

この点、中間検証案32ページの1行目では「活躍の推進策については検討が必要である。」と、また【今後の対応】の12行目の辺りでは「活躍の場を提供できるような方策について、検討を進めていく必要がある。」と抽象的な記載にとどまっています。ここでは、第二期基本計画にはどのように書かれていて、そこから2年、3年たってどのように検討が進んできたのかということをしかりと書くべきと考えます。

第二期基本計画52ページの活躍支援の定義には、「意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。」とあり、同53ページの2行目には「本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。」と書かれています。これは私の読み違いでなければいいのですが、このように第二期基本計画で言及されているにもかかわらず、今回の中間検証案では意思決定支援に関する言及がないとなると、むしろ後退しているようにも読み取れてしまいます。この辺りを後退させないように、しっかりと先ほどの部分を明記すべきであると考えております。

時間も超過したので最後に申し上げますと、先ほど星野委員、西川委員もお話しされていましたが、多様な議論が現在展開されております。それを持ち回りで調整していくということは非常に難しいであろうと思われますし、次回も持ち回りではない形で会議の機会を持つ。また、文案の作成に当たっても文書協議を丁寧にしていただくなど、このような手続保障をしっかりと担保していただきたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、馬渡委員お願いいたします。

○馬渡委員　馬渡でございます。

報告書（案）の25ページに、家庭裁判所の取組として「受任者調整会議の見学」が書かれていますが、その点について若干敷衍して申し上げます。実際に見学をしたことのある家裁の職員等からはいろいろな声が聞かれますが、判断する側である裁判所の視点と、支援する側の福祉・行政等の視点の違いに気づく機会になっているということで、非常に好意的な印象が述べられることが多くなっております。

家裁としましては、こういった2つの視点、つまり、対象と適切な距離を取って俯瞰して物を見るという「判断」の視点と、むしろ対象に寄り添って物を見るという「支援」の視点の違いをしっかりと意識した上で裁判を行うことが重要なのだろーと思っております。そういった意味で、この受任者調整会議の見学の取組を含めて、相互理解というものを引き続き進めていく必要があると思っております。

こういった相互理解の取組の成果でもあるのか、一部の家裁からは、後見人の交代事案についても、受任者調整会議で候補者が推薦されることが多くなっているといった報告も受けているところではあります。



後見人が解任されるような事案は別にしましても、後見人の交代というのは、御本人が後見人の交代を望んでいらっしゃるということを前提に、後見人が交代を承諾する、つまり辞任をする意向があるということと、さらに新たな後見人としての適任者が存在しているということが必要となりますが、ここでも福祉・行政等と家裁が相互理解を基盤とする連携を図ることによって円滑な交代につながるものと考えております。

先ほど星野委員が質問されたことにも関連するのですが、本人情報シートの活用についても触れておきたいと思います。本人情報シートというのは、本来的には医師の診断のための補助資料として作成されたものです。もっとも、本人情報シートが、それ以外にも申立前の制度利用の適否に関する検討資料として使われたり、家裁における後見人選任のための検討資料、あるいは従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料として活用するといったことも想定されておりますが、これはあくまでも副次的な活用方法であり、本来的には先ほど申し上げたような医師の診断のための補助資料として作成されたというものでございます。

成年後見制度の見直しも含めて考えていきますと、本人情報シートについても見直されるべきではないかという御意見もございますが、今後、成年後見制度がどのような方向で見直されるにせよ、家裁の判断資料となるだけではなく、権利擁護支援という大きな枠組みの中で、御本人の支援の在り方を検討し、御本人の状況をモニタリングして適切な支援につなげるための資料という側面も重視されるのだとすれば、それは医師の診断のための資料という本人情報シートの本来の目的の枠を大きく超えるものと考えられるところです。

そうしたシートが必要になる場合には、本人情報シートの改訂として対応するのではなく、支援の現場の実情を踏まえた御本人の支援のための効果的な書式を、福祉・行政等において新たに作成していただくことが御本人のニーズに適合したものになるように思われます。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、山下委員お願いします。

○山下委員　ありがとうございます。

27ページから28ページ目でしょうか、地域連携ネットワークの【今後の対応】について、先ほどとかぶるような意見ではございますが、地域連携ネットワークについて市町村、都道府県、厚生労働省がどのような取組をするかということがいきなり書き始められているところなのですが、私はこの文章を読んだときに、28ページ目の6行目からの権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりで一番重要なのは、地域の実情に応じていろいろな機関がさらなる連携を図ってることが期待されると、ここが一番の肝なのではないかという気がすごくするんです。それで、まさに金融機関とか、そういったところも含めて協力していただくためには地域の実情というのを考慮しないといけないので、だからこそ市町村が主体となって取り組まないといけないという関係にあるように思います。

しかし、当然地域連携ネットワークづくりについてある意味、非常に重要な役割を果たすのは後見制度であって、そのためには司法との協力体制も十分に考える必要があるからこそ、市町村だけでは担えない取組については都道府県や厚生労働省がバックアップするというような関係にあるのではないかと思ってこちらの文章を読んでいた次第です。

ですので、これは好みの問題なのかもしれませんが、【今後の対応】についてもう少し全体としてこういう方向にいきたいから各機関はこういう役割を担うべきだというような書き方にできないものか。そちらのほうの方が分かりやすいのではないかという気が私はするというのを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、オンラインから上山委員お願いします。

○上山委員　6点、発言いたします。

まず、既に複数の委員から指摘されている成年後見制度利用促進法及び基本計画の名称変更については私も賛成です。中間検証報告書にもこの検討の趣旨を盛り込んでいただければと思います。

次に、27ページの地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省への質問です。KPIを見る限り、相談支援機能のみの整備にとどまっている自治体と、相談窓口の周知はしているが中核機関は未整備とされている自治体があるようです。後者は地域包括なども含めて自治体自体の相談窓口はなく、例えば専門職団体などの相談窓口を周知しているにとどまっているということでしょうか。両者の具体的な違いについて教えてください。

なお、このお尋ねの背景には、中核機関の整備の具体的な指標が市町村に必ずしも正確に伝わっていないのではないかという懸念があることを申し添えておきます。

次に、33ページの「法人後見の担い手の育成」について、まず質問です。

現在、社会福祉連携推進法人が22団体認定されているようですが、このうち実際に法人後見の担い手となっている団体があれば、これも厚生労働省から御教示ください。

次に、意見です。令和3年、銀行法改正による業務範囲規制の緩和によって実現した、銀行の子会社などの参入を私は積極的に図るべきであると思っていますので、これを後押しするような具体的な施策も必要ではないかと考えます。例えばですが、銀行の子会社がその特性を生かして後見人の財産管理に関する、ある程度定型的な監督を行うタイプの後見監督人として役割を果たすことなども期待できるように感じます。

これは一例ですが、金融業界における権利擁護の理解の促進を図る意味でも、銀行子会社などの参入は大きな意義があると思いますので、金融庁などにおいて積極的な参入を促すためのモデル事業等を御検討いただければと思います。

次に、【今後の対応】において法人後見に関するガイドラインの作成を挙げていただいたことに感謝を申し上げます。個人的には、こうした取組の先に法人後見人の質の担保を図るための仕組みの整備、例えば法人後見事業の第二種社会福祉事業への位置づけや、法

人後見団体の認証制度の導入などを視野に入れて、さらに検討を進めるべきだと思います。

次に、36ページの申立て費用と報酬の助成についてです。任意後見の利用促進の観点から、任意後見監督人についても申立て費用と報酬の助成の対象とすることを検討してもよいように思います。

最後に、39ページの中核機関の体制整備の支援についてです。ここでは、圏域等の市町村の枠を超えた広域の取組に対する支援の必要性についても触れることが望ましいのではないかと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、廣池様お願いいたします。

○廣池代理　私のほうからは、3点申し上げさせていただきます。

まず市民後見人についてですけれども、31ページにおいて「受任後のバックアップ体制が不十分との指摘がある。」と言及されています。本会議においても各委員から御指摘がありましたところでございますが、各都道府県のほうからも養成後、受任に実際つながっていない。その後のフォロー体制の構築というのは非常に必要であるといった意見であったり、そもそも市民後見人自体の認知度が低くて関係者の協力が得にくい状況にある。全国のかつ効果的な周知啓発をしていただきたいといった御意見があったところでございます。

また、32ページの都道府県による法人後見養成研修の推進、この部分に関しまして都道府県にどこまでの対応が求められていて、どういうところが、誰が本研修を必要としているかが分からないという意見、または法人後見に関しては法人後見に意欲のある団体、このデータを集めるのが県としては難しい。また、法人の信頼性を担保できる基準がないということに対して専門職団体からの指摘を受けている。また、先ほどお話もありました社会福祉連携推進法人が実際に法人後見をするための基準、またはノウハウ、こういったものを国に示してほしいという意見があったところでございます。

最後に、39ページから40ページにかけて、「引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、取組が進まない市町村に対して支援を行う役割を果たすことが期待される。」という都道府県の役割についての部分でございますが、こちらについては市町村からの意見として明確な法的拘束力がない中で多くの労力をかけられる人員、財源等がない。その中で、優先順位は低いと言われてしまうことも少なくない。また、都道府県が支援を行う役割というのはどういった役割なのかというのをもう少し具体的に記載してもらいたい。また、県はあくまでも市町村の取組を支援する立場なので、取組の実施を強制することはできない。この制度の利用促進に当たっては、国として取組が進む仕組みづくりを検討していただきたいという意見が出たところでございます。

また、この報告書の中でも中核機関の法制化についても言及をされておるところでございますが、こういうところを踏まえて法的な枠組みであったり制度について御検討いただ

ければと思っております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、杉山様お願いいたします。

○杉山代理　私からは2点申し上げます。

まず、中間報告書（案）、26から28ページの「包括的・多層的な支援体制づくりの促進」について申し上げます。

27、28ページには【今後の対応】として「地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等については「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの検討結果や委員から出された意見等を適切に踏まえ、令和7年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め」と記載されています。

令和3年度から重層的支援体制整備事業が実施されており、成年後見制度利用促進に係る取組との連携促進が図られているところです。事業を実施する市町村は介護や障害、生活困窮、子育てなどの支援全般を一体的に行う必要があるので、包括的な支援体制を構築するためには連携にとらわれるのではなく、成年後見制度利用支援事業を重層的支援体制整備事業に含めることについても検討をする余地があるのではないかと考えます。

次に、中間報告書（案）、36、37ページ、「成年後見制度利用支援事業の推進」について申し上げます。

37ページには【今後の対応】として、厚労省は「地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要がある」。また、「各市町村は、成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。」と記載されています。高齢化の進展に伴う認知症の方々の増加や、日常生活自立支援事業利用者数の増加を鑑みると、今後成年後見制度の利用ニーズが高まることが予想されることから、どの地域でも等しく制度を利用するためには成年後見制度利用支援事業への安定した財源の確保が必要となります。

現状では、本事業に含まれる高齢者を対象とした地域支援事業交付金や、障害者を対象とした地域生活支援事業補助金のみでは十分な対応ができず、事業費の多くを市町村が負担している場合もありますので、国、県におかれましては十分な財政支援をお願いいたします。

私からは以上です。

○菊池委員長　ありがとうございました。

以上で、本日御参加の委員の皆様から全体につきまして御意見を頂戴することができました。どうもありがとうございます。

それでは、この後、関係省庁等におかれまして、いただいた御質問に対する回答をいただきたいと思います。その調整を行う時間を5分ほど取らせていただいて、17時15分に再開させていただきます。

なお、先ほど星野委員から御質問がございましたが、これは各省庁に御回答いただくというよりは全体の進行に関わりますので、また別途対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

(休 憩)

○菊池委員長 それでは、時間がまいりましたので再開させていただきます。

皆様からいただいた御質問につきまして回答をお願いいたしますが、本日は厚生労働省と最高裁からの御回答をいただくということになります。

まず、厚生労働省からお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

先ほど中村委員から御質問いただきました地域連携ネットワークづくりの課題については、地域連携ネットワークの機能について、相談支援機能、チームの形成支援機能、チームの自立支援機能というものがありますけれども、特にチームの形成支援機能と自立支援機能のところが弱い、また、中核機関を整備していても小規模の市町村では弱いといったことの認識がありますし、前回各委員の方からそういった御指摘もいただいておりますので、そういった機能強化のところについてもう一步踏み込んで来年度以降、少し取組ができないかということを考えております。まだ確定していませんので、具体には言えませんが、少しそこをてこ入れするようなことを考えたいと思っております。

次に、上山委員から御質問いただきました地方公共団体における相談の窓口と相談支援機能の違いの件ですけれども、相談支援機能というのは取組状況調査のほうで、先ほど申し上げました地域連携ネットワークの3つの機能のうち相談支援機能について質問しておりまして、それについて回答いただいた自治体の状況になっております。

それから、窓口のほうは、中核機関の整備とは別に成年後見制度に関する相談窓口の有無といったものを全市町村に取組状況調査で聞いておりまして、それについての回答をいただいているものになっております。

また、社会福祉連携推進法人の法人後見の取組状況については、状況を確認して追って御連絡させていただければと思います。

○遠坂認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局でございます。

上山委員のほうから、身寄りなし高齢者、身寄りなしの方が施設に入所する際に入所拒否の実態について把握がどうなっているかというところなのですが、実際に各自治体のほうで把握を一つ一つするという形には現在なっていないということです。

ただ、自治体のほうでこうした状況をきちんと把握した場合には適切に対応されるものということで承知をしておりますけれども、ただ、一方でやはりこうしたケースはまだ実際にあるというところかと思っておりますので、こういった周知をきちんとしていくということ

と併せて、入所者の意思決定の支援を入所の際に行っていくための環境整備もやっていくことが重要だと思っておりますので、こうした点も併せて各自治体のほうにもしっかり周知をしていくようにしたいと思っております。

以上です。

○菊池委員長 厚生労働省は以上でしょうか。

それでは、最高裁判所からお願いいたします。

○遠藤第二課長 最高裁判所からお答えを申し上げます。

先ほど星野委員からお尋ねのありました本人情報シートの関係について、裁判所における現時点での改訂その他に関する考え方について簡単に御紹介します。

本人情報シートは、家庭裁判所における後見人の選任のための検討資料や、後見等開始後に権利擁護支援チームにおいて本人支援のための資料としても活用されているものと承知をしております。もっとも、本人情報シートを作成することとした第一の目的としては、医師において診断書等を作成する際の補助資料として活用していただくことにありますので、そういった本人情報シートの役割や機能を前提とした上で、同時に見直し後の法定後見制度の姿なども併せて加味した形で、改訂の可否やその範囲について検討していくことになるものと考えております。

なお、先ほど馬渡のほうからお話をしたこととも重なるところではございますが、例えば御本人の状況等をモニタリングし、必要に応じて後見制度を含む適切な支援につなげ、それが家庭裁判所の判断資料にもなり得るような書式というものを念頭に置いた場合には、医師の判断資料とすることを目的とした本人情報シートを改訂するよりも、支援の現場の実情を踏まえて、福祉・行政等において御本人支援のための効果的な書式を新たに作成していただくほうが、現場のニーズに適合したものが作成できるようにも思っているところです。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ただいまの御質問につきまして、ほかに回答漏れがあったり、あるいは追加の御質問などございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。会場からでもオンラインからでもございませんでしょうか。

上山委員からは複数お寄せいただいていたのですが、大丈夫でしょうか。

○上山委員 追加の質問ということではないのですが、相談窓口が自治体にあるということとは理解の仕方によっては、相談支援機能の少なくとも一部は既に備えていると考えることもできなくはないかなと思うわけです。ですから、自治体側が中核機関を整備したといえる条件について、少しハードルを高く捉え過ぎている側面はないのかなということが気になったということでございます。

回答については、御回答いただいたことで結構です。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

ほかの方からはいかがでしょうか。

この後、時間があればフリーディスカッションの時間を設けたいと思っていましたが、かなり時間が押しておりまして、せっかく関係省庁に来ていただいていますので、もし御質問があれば、先ほど出されていなかったものでも、1つ2つになりますけれども、この際お出しただいてよろしいかと思うのですが、ございませんでしょうか。

特によろしいですか。

了解しました。そういうことで、できれば議論の時間を設けたかったのですが、大変申し訳ございません。前半、後半に分けまして皆様から長時間にわたって非常に幅広い様々な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

そこで、この中間検証報告書の取りまとめに向けた今後の進め方についてでございますが、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長　事務局です。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書につきまして、昨年度お示ししたスケジュールでは来年2月の第19回会議において専門家会議としての取りまとめを行い、その後、第一期計画と同様に3月に開催を予定しております成年後見制度利用促進会議に対して報告するという流れでございます。

そこで、今後事務局におきまして意見提出様式を用意させていただきますので、来年2月の第19回会議に向けまして本日お示しした中間検証報告書（案）について委員の皆様からその様式のやりとりを通じて修正意見等を伺わせていただきながら報告書の内容については調整をさせていただきたいと考えております。

○菊池委員長　その上で、次回第19回会議についての持ち方でございますが、当初の予定では持ち回り形式による書面開催となつてございます。本日も委員の皆様から大変多くの御意見をいただくことができたところでございますが、本日の御議論の様子を拝見する限りでは、報告書取りまとめに向けてまだこれをもって委員長一任でお願いしますという状況にはないのかなと思つてございます。

先ほど火宮室長から、次回に向けた皆様へのお願いをさせていただいたところでございますが、もちろん本日の御議論、御意見も当然反映していくことにはなりますが、ここまです、今日もこの枠組みの中で議論をしてまいりましたので、この報告書の枠組み自体をもう一度組み直すということとはできないと思います。基本的な枠組みを維持した上で、本日の皆様の具体的な御意見をどこまで反映させていただけるかという作業になってくるかと思ひます。

その際、先ほど前半部分で山下委員から御発言いただいたのですけれども、やはり報告書でございますので、全体としてのまとめ、そして分かりやすさ、読みやすさというものも追求していかなければいけないと考えてございます。

それは、1つにはもちろんこの成年後見制度利用促進をさらに大きく進めるという、ま

さにこの会議に課せられたものでもございますけれども、同時に政府の他の施策形成にインパクトを与えることも必要であるという面もございますし、また国や自治体で進めて、現に進んでいる様々な施策の中で、我々のこの施策は優先順位を上げて取り組んでいただく。そのためにも、やはりしっかりまとまった報告書に仕上げていく作業が必要だと思っています。

ただ、その中でも繰り返し申しますが、本日寄せられた御意見、そして今日の会議後に寄せていただけるであろう御意見も十分踏まえながら報告書をまとめるという作業を事務局にはしていただくことになりますし、また皆様からも御協力をお願いしたいということです。

そういったことで、今後約2か月をかけて委員の皆様との内容、文言に関わる調整を個別に行わせていただくことになると思いますが、それに加えて次回の会議については会場での開催ということを事務局においてはまずは御検討いただきたい。今日のところは局長もおられませんので、私からのお願いとしてさせていただきたいと思います。先ほどの委員からの御意見もそういう形になると思います。

その上で、開催の詳細については事務局から追って御周知いただくということにさせていただき、今日のところは皆様に今後の進め方につきまして御理解いただければと思っていますが、よろしいでしょうか。

青木委員、どうぞ。

○青木委員 青木です。

個別の意見を文書で協議させていただけるというのは大変ありがたいと思っておりますし、ぜひ進めていただきたいと思いますし、そうであったとしても今、委員長もおっしゃったように全部が文言として反映されるわけではないということになると思うのですけれども、それについてなぜそうなったかの経過も含めて次回の2月の検討会議では、ここはぜひそうしてほしいけれどもこうなるのはこういうわけだというようなことのやりとりも各委員と関係省庁の間でもさせていただけることによって議論が深まるし、委員として会議の意見書としても納得のいくものになっていくのだらうと思いますので、ぜひ2月の会議というのは持ち回りではなく開催をお願いしたいと思っております。

それから、今日のものにそのまま意見を申し上げるという形式ですと、たくさんの意見を申し上げることになりますが、もし今日の意見を踏まえて事務局案というもう一度新たなものが出て、それに対して意見を言うということになると、もう少しコンパクトになっていくような予感もするのですけれども、その辺りについてはいかがかというのが1つ目です。

それからもう一つは、各委員が出した意見というものを事前に共有をしていただきまして、それぞれがどんな意見を出しているのかということが分かるような形で進めていただければということも希望しておきたいと思います。

以上です。



○菊池委員長　ありがとうございます。

御希望として、御意見として承らせていただきます。そこは事務局でも御検討いただき、反映できる部分は反映していただきたいと思いますと思いますが、私からは様々な会議体に参加しておりまして、物理的に事前に全ての委員の意見をお互いに共有することはもちろんメリットもありますけれども、そのことで逆に制約されることがないわけではないということも一つ考慮要素としてあるかと思います。

それからもう一つ、これは物理的な時間的なものですが、やはり3時間というのが一つの会議においては皆さんお忙しい中でぎりぎりかなとも思っておりまして、その中で個別にこの場でこれはこういう趣旨ですと、物理的にそういう作業が可能かという点に懸念を持ってございます。

ですので、その場合は何らかの形で書面も含めた形での対応というのも含めて考えるということで、少し幅広にお考えいただくこともあり得るかなというのが委員長としての、私が決めることではないですから事務局に應對はしてもらいますけれども、そのことだけ申し述べさせていただきたいということでもあります。

○青木委員　私が申し上げましたのは、第二期計画をつくるときに第二期計画（案）というものがあまして、それに対して何ページのここの記載はこうしてほしいということの意見を言いまして、それについてはこう検討しますという形式の意見のやりとりというのを文書共有させていただいたんです。

私が申し上げたのは、そういうのを多分今回もしていただけると思うのですが、例えば何月何日までに出してくださいと言われればそこまでに皆さんが出されるので、出された意見を回答がないまま、どういう意見が出たかということについて全部一つのものにして共有するということは物理的に十分可能だと思います。そういう趣旨で申し上げたということなので、また御検討ください。

○菊池委員長　分かりました。それはこれからのタイムスケジュールもあるかと思うので、その点も含めて事務局には御検討いただくということにさせていただきたいと思います。

本来であれば、会議というのは委員同士のディスカッションがあってしかるべきだと、私は国の会議でも何でもそうだと思っていまして、どうしても各委員のお立場からの意見を述べて終わりということになってしまいがちです。できればそうではない形の議論があっていいとは思っておりますけれども、その点は先ほど申しましたように物理的な制約がある中でどこまでできるかということもございますが、今の青木委員の御趣旨は私としても理解できますので、その点も含め、事務局と話し合って調整をさせていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

○久保委員 意見というわけではないのですけれども、今までもそうですが、今日も皆さん本当にいろいろと考えていただいて意見を述べていただいて、こういう報告書に向けて御努力いただいていることに当事者団体として感謝申し上げたいと思っておりますけれども、同じく当事者団体の立場から言いますと、この議論というのは権利擁護を必要としたときから後のその人の人生がかかっているということをしっかり持って意見を構築していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菊池委員長 久保委員、どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、大変長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございました。

事務局に一旦お返しするという事になっておりますので、連絡事項についてお願いいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 事務局でございます。

次回、第19回会議につきましては、中間検証報告書の取りまとめをいただく予定となっております。ただいま委員長から御発言がございましたとおり、次回につきましては事務局において開催形式を一旦検討させていただくということでございますので、詳細につきましては追って御連絡をさしあげたいと思います。

また、別途、事務局において様式を準備させていただき、来週以降、本日御欠席の委員もいらっしゃると思いますので、全委員の皆様方に対して具体的な修文に関する御意見を募らせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事につきましては議事録として皆様に確認をしていただいた上で、ホームページで公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、本日は以上とさせていただきます。

大変お忙しい中、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。